

**令和2年度
障害福祉サービス事業者集団指導資料**

(障害児者共通・障害者関連)

資料 1 / 2 冊

京都府健康福祉部
障害者支援課

目次

1	令和2年度指定障害福祉サービス事業者等の指導監査	資料1
2	基準条例等	資料2
3	(全国) 障害保健福祉課長会議資料	資料3
4	運営上の留意事項	資料4
5	疑義照会と厚生労働省からの回答	資料5
6	新型コロナウイルスへの対応に伴う人員・運営基準及び報酬請求の特例	資料6
7	「警告」から「エラー(返戻)」へ移行するエラーコード一覧 (令和2年11月審査対応)	資料7
8	障害福祉サービスの質の向上	資料8
9	障害福祉サービス等情報公表制度の施行	資料9
10	変更届等の取扱い	資料10
11	業務管理体制の整備の届出	資料11
12	障害福祉サービスにおける医行為の取扱い	資料12
13	工賃向上及び就労支援等資料	資料13
14	障害者関係研修	資料14
15	労働基準法の基礎知識	資料15
16	福祉人材確保	資料16
17	消費者トラブルと見守り	資料17
18	国保連合会業務関連事項	資料18

(参考資料)

- 1 令和2年度 介護・福祉サービス第三者評価
- 2 介護サービス事業者の皆様へ(平成26年4月 京都府警察本部)
- 3 WAMネット 京都府からのお知らせ」へのアクセス方法
- 4 事業者指定等の受付窓口

令和 2 年度 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

要旨

(今年度の特徴)

- ・ 基本的な内容は例年どおり。
- ・ 「6 実地指導 (4) 指導の重点事項」には、今年度、国の指導方針を受けて、「k 病院内での重度訪問介護の提供の範囲 等」及び「(ウ) 今般の新型コロナウイルス感染症への対応と各特例の適用」を追加している。

(基本的事項)

- ・ 指導の形態は「集団指導」と事業所、施設に出向き行う「実地指導」の2つとしているが、「集団指導」は今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、本資料掲載に代えることとする。
- ・ 「実地指導」については、「6 実地指導」のとおり。
- ・ 対象選定は、1事業所あたり3年に1回を目安としているが、第三者評価を定期的に受診していれば、6年に1回を目安としている。
- ・ ただし、すでに指定を受けている事業所がサービス追加予定している場合等、特に指導が必要な事業所については、3年、6年の目安に関わらず、適宜実地指導を行い、既指定サービスが適正に実施されているかを確認することがある。
- ・ また、障害者虐待防止法に基づく、虐待の通報があった場合や不正行為の通報があった場合にも確認・指導のため実施することがある。

(重要事項)

- ・ 通常は、実地指導において基準違反・報酬算定誤りなどの改善を要すると認められた事項については、文書で指摘し改善報告書の提出を求める。
- ・ また、報酬算定誤りがある場合は、過去に遡って同様の算定誤りがないか、事業者で確認していただき、自主的に返還していただくこととなる。
- ・ 過去に、本府において、監査の結果、人員基準違反が判明し、違反を隠すために虚偽の報告を行うとともに、不正な手段により給付費を請求したことから、事業所の取り消し処分に至った事例がある。
- ・ 誤りがないよう、基準条例や関係法令について、日々の業務の点検を行うとともに、誤りがあった場合については、自ら改善いただき、また府の報告の指示に対しては正しく報告いただくようお願いする。

令和2年度指定障害福祉サービス事業者等の指導監査方針について

_____部分修正・追加

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な給付がなされているか、③利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、障害福祉サービス事業を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

2 根拠法令等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成19年6月1日制定）
- (3) 指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成19年6月1日制定）

3 対象施設及び事業所

- (1) 指定障害者支援施設
- (2) 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者が開設する事業所（以下「居宅系事業所」という。）

4 指導の形態

(1) 集団指導

指定障害者支援施設設置者、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）を一定の場所に集めて、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について講習等の方式により行う。

(2) 実地指導

指定障害者支援施設及び居宅系事業所（以下「事業所等」という。）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式等により行う。

5 集団指導

障害福祉サービス事業者等を対象に年1回実施する。

6 実地指導

(1) 対象選定方法

対象事業所等の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある事業所等を対象に、3年に1回を目安として、「(4) 指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については6年に1回を目安とする。

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する障害福祉サービス事業者等が開設する事

業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

(2) 指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

(3) 指導日数

- ・ 指定障害者支援施設 :原則1日
- ・ 居宅系事業所 :原則半日 (ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。)

(4) 指導の重点事項

ア 法令遵守事項

(ア) 人員、設備及び運営の状況

- a 必要なサービス提供人員の配置状況
- b サービス内容及び手続の説明並びに契約の状況
- c 利用者等に求めることができる金銭の範囲
- d 個別支援計画の作成の状況
- e 非常災害対策、感染症等対策の状況

グループホーム及び障害者支援施設について防災、防火、水害・土砂災害及び防犯対策（防災・避難計画の策定、避難訓練等の実施及び具体的なマニュアルの策定）の徹底

○ 施設の防火安全対策の強化

- (a) 火災発生の未然防止
- (b) 火災発生時の早期通報・連絡と初期消火対策
- (c) 夜間防火管理体制
- (d) 避難対策
- (e) 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- (f) 各種の補償保険制度の活用
- (g) 共同生活援助に係る共同生活住居の消防設備の設置
- (h) ブロック塀等の安全状況及び非常用自家発電設備の有無

f 苦情解決体制の整備状況

g 事故発生時の対応状況 (行政への報告の徹底)

h 個人情報の適切な取扱い

i 就労継続支援A型については、適正な労働時間の確保、就労支援会計の適正化及び運営規程の必要事項記載

j 就労移行支援については、一般就労への移行の促進及び就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの適正実施

k 病院内での重度訪問介護の提供の範囲 等

(イ) 業務管理体制

- ・ 届出の周知徹底及び一般検査の実施

(ウ) その他

一般の新型コロナウイルス感染症への対応と各特例の適用 等

ウ サービス提供事項

- (ア) 個別支援計画に基づくサービスの提供の推進
- (イ) 障害児者虐待及び身体拘束についての認識の普及
 - ・ 事業所職員への通報義務の周知徹底
- (ウ) 障害児者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
 - ・ 障害児者虐待に関する研修会の開催
- (エ) 障害児者虐待防止及び身体拘束の適正化に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進
 - ・ 外部評価の導入によるサービスの質の改善

7 監査

(1) 監査の実施

通報、苦情又は相談等に基づく情報、市町村又は一般相談支援事業所等へ寄せられる苦情、自立支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者等、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

(2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

8 指導・監査後の処理

(1) 文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該障害福祉サービス事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

(2) 自主点検及び自主返還指示

実地指導において障害福祉サービス等の内容、自立支援給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該指摘事項に関し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、自立支援給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

(3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容及び改善の可能性等を勘案して(1)の文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

(4) 業務改善命令

(3)の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間及び内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

(5) 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性並びに改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等の指定等を取消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

(6) 加算金

指導・監査の結果、自立支援給付費の返還が生じる場合であって、障害福祉サービス事業者等が偽りその他不正の行為により自立支援給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該障害福祉サービス事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係市町村に通知する。

(7) 公表

(3)の勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は(4)又は(5)の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

(8) 聴聞等

(4)及び(5)の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、同条第2項各号の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

(9) 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 実施計画

(1) 集団指導

令和2年5月29日・6月3日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、中止とし、ワムネット京都府センターに関連資料を掲載する。

(2) 実地指導

令和2年6月から令和3年3月まで

基準条例等について

要旨

(今年度の特徴)

- ・ 令和 2 年 4 月 1 日施行の条例等はない。

(基本的事項)

- ・ 事業所の指定基準については、厚生労働省が定める省令ではなく、京都府の条例及び規則により定めることとされている。
- ・ いずれも府独自で新たな基準を設けるものではないが、引き続き暴力団排除は府独自の基準として置かれている点に留意いただきたい。

地域主権一括法に関する京都府基準条例等について

- 令和2年度4月施行の条例改正はなし
- 次回は令和2年度4月施行の見込み

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「整備法」という。）の施行による「障害者自立支援法（平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更）」の改正に伴い、これまで法律や政省令等で全国一律に定められていた指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の運営等に関する基準について、京都府では、以下のとおり条例及び規則を制定しています。

1 条例・規則の対象サービス及び名称

● 指定障害福祉サービス

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第47号）

● 指定障害者支援施設

- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第33号）
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第48号）

2 条例・規則の概要

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

条例では、まず総則を規定し、その他人員、設備及び運営に関する基準について、基本的な考え方を示しています。

規則では、人員、設備及び運営に関する基準の具体的な考え方（数値を含む細目的事項や技術的事項）を示しています。

以下の京都府独自基準以外は、これまでの厚生労働省令（国基準）と概ね同様の内容です。

3 施行日（条例・規則共通）

平成24年10月1日

4 京都府独自基準

京都府の条例及び規則（以下「基準条例等」という。）においては、現在の国の基準を基本的にそのまま取り入れることとした上で、次のとおり一部の内容を見直して定めています。

・暴力団の排除について

府民の安心、安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定障害福祉サービス事業者等から暴力団を排除する規定を追加します。

5 条例及び規則の改正経過

(1) 平成25年4月1日施行（1の①から④）

法律名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことに伴い基準条例等を改正

(2) 平成 25 年 10 月 18 日施行（1の②のみ）

指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件における登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含める旨の改正が行われたことから、1の②を改正

(3) 平成 26 年 4 月 1 日施行（1の①、②及び④）

重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、障害程度区分の障害支援区分への見直しが行われたことに伴い、1の①、②及び④を改正

(4) 平成 27 年 4 月 1 日施行（1の①、②）

- ・介護保険の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定障害者福祉サービスの生活介護と短期入所を基準該当として行えるように改正
- ・共同生活援助の病院敷地内設置を一定の条件付きで認めるように改正
- ・重度の障害者に対する指定共同生活援助事業所の従事者以外の者が行う介護・家事の特例として平成 27 年 3 月 31 日まで時限的に認められていたが、平成 30 年 3 月 31 日まで認められるよう改正

(5) 平成 28 年 4 月 1 日施行（1の②）

- ・介護保険の指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を基準該当として行えるように改正
- ・介護保険サービスの通所介護サービスのうち、小規模なものについて「地域密着型通所介護」として新たな類型に移行するため、従来の通所介護とともに、指定障害福祉サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を基準該当事業所として行えるように改正

(6) 平成 29 年 4 月 1 日施行（1の①、②）（現在、条例施行平成 29 年 7 月 7 日）

- ・就労継続支援 A 型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける。
- ・就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。また、就労継続支援 A 型事業者が利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付から充当してはならない旨の規定を設ける。
- ・就労継続支援 A 型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

(7) 平成 30 年 4 月 1 日施行（1の①、②）

- ・生活介護及び自立訓練について、障害者が就職した際の職場への定着の支援を定める。
- ・指定重度障害者等包括支援について、「重度障害者等包括支援サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、サービス提供責任者が重度包括支援サービス利用計画の策定に際し、担当者会議を開催する等を定めた規定を削除する。
- ・自立訓練の基本方針中、対象者要件を定める規定を引用する部分を削除し、障害種別によらず利用できるものとする。
- ・就労移行支援について、通勤のための訓練の実施が定められた。
- ・指定就労定着支援及び指定自立生活援助支援を新設し、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定め、必要な準用規定等を設ける。
- ・指定共同生活援助の一類型として、日中サービス支援型指定共同生活援助を新設し、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定め、必要な準用規定等を設ける。
- ・共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自

立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）について、各基準該当サービスに倣った基準を設ける。（府条例・規則は平成31年4月1日施行）

- 多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を加える。（第2条）
- 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等に対応する場合の特例を、平成33年3月31日までに延長する。

(全国) 障害保健福祉課長会議資料について

要旨

(重要事項)

- ・令和元年 10 月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、令和 2 年度から、加算に基づく取組の見える化が算定要件とされている。事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件の入力・公表ができるよう整備されているので、原則、当該システムを活用していただきたい。
- ・入院中の重度訪問介護の利用について、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うようお願いしたい。
- ・行動障害を有する者への支援において、支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要だが、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておくこと。
- ・重度訪問介護は、同日につき 3 時間を超える支給決定を基本とするが、個々の支給量は、当該利用者にとってどのような支援が必要か個別具体的に判断すべきものであり、一律に 3 時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。
- ・短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。
- ・重度訪問介護において、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位変換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うこと。
- ・居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。
- ・介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。
- ・強度行動障害を有する者について、障害支援区分の認定にあたっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしているため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

障害保健福祉関係主管課長会議資料概要

(令和2年3月9日(中止))

○全ての資料は下記 URL に掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/index.html
厚生労働省HP⇒テーマ別に探す⇒障害者福祉⇒政策分野関連情報⇒障害保健福祉関係会議資料

○概要は以下のとおり

※基本的に主幹課長会議資料に沿って記載し、自治体のみを対象とした項目等一部割愛

企画課

1 令和2年度障害保健福祉関係予算案について

- ・障害福祉サービス等の給付に係る経費は、1兆5,842億円であり、対前年度1,300億円増、8.9%の伸び。

2 第6期障害福祉計画に係る基本指針について

【障害福祉サービス等の質の向上】(新規)

- ・令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
- ・基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、4月中を目処に行う予定。

3 障害者自立支援給付審査支払等システム事業(自治体分)の実施について

- ・令和2年度は、令和3年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定への対応等に伴い、都道府県及び市町村の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に必要な経費について措置する予定であり、4月以降、所要額調査を行う予定。

4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

- ・令和2年度においては、請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等について、「警告」から「エラー(返戻)」へ移行を行う予定。市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告(重度)」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。
- ・審査支払事務の円滑な実施のために、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要があるため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。
- ・令和2年度は、国保連における一次審査の拡充・強化を図り、市町村と国保連とのデータ連携を効率的に行うため、市町村等向けの情報参照機能のさらなる充実を行う予定である。

障害福祉課

1 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を取りまとめ、それに基づき社会福祉施設等の耐震化整備、ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を進めてきた。令和2年度は3か年の最終年度。

(2) 令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

①令和2年度国庫補助協議について

これまで国庫補助協議を見送っていた老朽化による改築等の耐震化整備について、この機会に積極的に協議を行っていただきたい。

②令和2年度補助基準単価について

補助基準単価は、資材費及び労務費の動向や消費税率の引上げ等を踏まえ、前年度比2.5%増

(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置

①障害福祉サービス事業の基盤整備の社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇⇒融資率 85%

②スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇【国庫補助金の交付を受ける事業】

⇒融資率 95%【上記以外の事業】⇒通常の融資率と同様 ※貸付利率は基準金利同率

③津波対策として、高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。【国庫補助金の交付を受ける事業】融資率 95% 貸付利率 無利子

【上記以外の事業】融資率 通常の融資率と同様 貸付利率 基準金利同率

(4) 障害福祉関係施設等の財産処分について

申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

(5) 障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

アスベストの除去等について、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっている。

2 障害福祉分野における文書量削減に向けた取組について

経済・財政再生計画改革工程表2019においては、障害福祉分野を含めた介護分野における書類の削減について、2020年代初頭までに半減することとされていることから、指定申請や報酬請求等の際に施設や事業所から提出を求めている申請書や添付書類の要否について改めて検討いただきたい。(⇒今後の国の規則改正に応じて対応)

3 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

- ・医療型短期入所の参入促進に向けたガイドブックについて、今後周知する予定。

(2) 共生型サービスの整備促進

- ・自治体及び事業所に対するアンケート調査やヒアリング調査、共生型サービスの普及啓発に向けた研修会を実施しており、調査結果や成果物について今後周知する予定。

(3) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

令和元年10月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年5月17日障障発0517第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）において、令和2年度より、加算に基づく取組の見える化を算定要件としているところ。（見える化要件）今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件の入力・公表ができるよう整備したので、原則、当該システムを活用していただきたい。

(6) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、会計検査院による指摘や市町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明。

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・事業所において、就労移行支援事業の給付費の算定の際に適正な就労定着の状況に基づかずに就労定着支援体制加算を算定していた。

(7) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

①耐震化について

できる限り早期に全ての施設の耐震化が完了できるよう、補助金や融資の活用してほしい。

②非常用自家発電設備・給水設備等の整備について

非常用自家発電設備の設置が困難なグループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっているので、積極的に補助金を活用願いたい。

③土砂災害対策の徹底について

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に所在する障害福祉関係施設には、「水防法等の一部を改正する法律」により、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

④大規模災害等への対応について

非常災害対策計画の策定、定期的な避難訓練の実施や、停電や断水などに備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期して頂くようお願いする。

(8) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

② 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した際に、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

4 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用等について

(1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保健法との適用関係

- 障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、
 - ・介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、
 - ・障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきた。
- 介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。
- なお、介護保険の被保険者である障害者については、
 - ・申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、
 - ・当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当。
- 要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう改めてお願いする。
- さらに、特に 65 歳を迎える者については、65 歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いする。(単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接説明を行うことが望ましい。)

5 障害者の就労支援の推進等について

① 全般的な事項

(1) 就労系障害福祉サービスの適正かつ効果的な実施

(ウ) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の影響

- 平成 30 年 4 月と平成 31 年 4 月を比較すると、改定後の状況は次のとおりであり、全国的に見ると、平成 30 年度報酬改定により見込んだ効果は概ねあったと考えられる。

- A 就労移行支援は、定着率の高い事業所・利用者が増加
- B 就労継続支援A型は、平均労働時間が短時間の事業所・利用者は減少し、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満の事業所・利用者が増加
- C 就労継続支援B型は、平均工賃月額が高い事業所・利用者が増加
- D 就労定着支援は、令和元年7月時点において、就労定着率7割以上の事業所・利用者が8割超。

②各サービスにおいて留意いただきたい事項等

(ア) 就労移行支援

- 地域においてハローワーク、就労継続支援事業所、特別支援学校等の就労支援ネットワークを活用し、就労移行支援の利用が見込まれる者の掘り起こし等を進めるとともに、地域において障害者の就労移行に係るサービス基盤が引き続き確保されるよう留意願いたい。
- 大学在学中の者、一般就労しており休職中の者に対する就労移行支援の利用については、定められた条件をいずれも満たす場合において、支給決定を行っても差し支えないこととなっている。これらの者の支援ニーズがあった場合には就労移行支援事業所の利用が適切に行われるように市町村に周知いただきたい。
- 就労中の就労移行支援の利用可否については、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付け障障発 1105 第1号）において、市町村が就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断した場合は、就労中の就労移行支援の利用を可能としている。市町村が必要性を判断するためには、例えば就労中の就労移行支援の利用に関して当該利用者が就労している企業等の意向が十分踏まえられているか等を確認した上で、慎重に判断されるように周知いただきたい。

(イ) 就労定着支援

- 各自治体においては、就労定着支援事業の整備状況を踏まえつつ、改めて地域における就労定着支援の体制整備について、自立支援協議会等地域の関係者間で現状把握や認識共有、必要に応じて対応策の検討等をお願いしたい。
- 就労定着支援事業を終了し、なお支援が必要な者については、障害者就業・生活支援センターに支援を引き継ぐ等、地域における就労支援機関の連携が必要になるが、連携を円滑に進めるための情報共有や支援の引き継ぎの法等が未整理の地域も多いと考えられる。このような地においては、先に述べた地域における就労定着支援の体制整備とあわせて障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関との連携方法についても関係者間で検討いただきたい。

(ウ) 就労継続支援A型

- 経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことであり、各自治体においては、引き続き、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取組を実施していただきたい。

(エ) 就労継続支援B型

○就労継続支援B型の利用については、改めて、次に該当する者であれば、年齢に関わらず利用することが可能となっている。

A 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

B 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者

C ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者このため、現状において、就労継続支援B型については、高齢者、若年認知症の方、高次脳機能障害の方など様々な状態の方が利用していることから、その者の支援ニーズに応じ、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが重要である。

③その他

(ア) 令和元年台風19号及び新型コロナウイルス感染症に伴う対応

○令和元年台風第19号への対応については、対象となる就労継続支援A型については、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能となっているので、留意いただきたい。

○今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、

- ・就労継続支援A型について、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能
- ・就労継続支援B型について、災害時と同様に基本報酬の算定区分で前々年度の平均工賃月額を適用すること等が可能
- ・就労継続支援事業所及び就労移行支援事業所について、平時より在宅でのサービス利用が一定の条件のもと可能となっているが、感染拡大防止の観点から柔軟な取扱いが可能
- ・就労継続支援A型における経営改善計画の作成について、柔軟な取扱いが可能
- ・就労継続支援B型について、災害時と同様に、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費による工賃の補填が可能としているので、留意いただきたい。

(イ) 在宅におけるサービス利用の積極的活用

○障害者の能力を活かした多様な働き方の一つとしてテレワークにおける在宅就労の推進も注目されていることから、障害の種類に関わらず通所による利用が困難な障害者に対しては、在宅での就労支援が可能な事業所を積極的に利用できるように、市町村の理解を促す等、取組を強化いただきたい。

(ウ) 暫定支給決定の実施について

○本支給決定に先立って行うべき暫定支給決定に関して、アセスメントと同等と認められる情報収集が行われていない場合には、暫定支給決定を実施し、当該対象者のアセスメントを的確に行う必要がある。

○本支給決定の判断にあたっては暫定支給決定の実施結果をふまえて、当該サービスの支援効果が見込まれるかを判断し、対象者にあったサービスの利用につなげる等の対応も必要である。改めて、暫定支給決定の目的を確認の上、引き続き、適正な暫定支給決定

の実施をお願いしたい。

(エ) 就労アセスメントの着実な実施

- 就労アセスメントについては、単なる就労継続支援B型を利用するための手続きではないことを認識の上、引き続き、趣旨に沿った就労アセスメントの実施をお願いしたい。
- なお、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業における支援を効果的に実施するに当たっては、本人の能力や適性、状態等を的確に把握した上で、個別支援計画の策定を行えるよう、就労アセスメントを実施することも重要である。

(4) その他

②就労移行等実態調査について

- 就労移行等実態調査については、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）を対象として、退所理由及び就職者の状況、就労移行支援事業所別の一般就労移行率、サービス提供状況等を確認するために、例年実施してきたところであるが、都道府県等及び事業所の業務負担等を考慮して、当該調査は当分の間実施を見送ることとする

③会計検査院からの指摘（就労移行支援事業の適正な実施）について

- 就労移行支援事業については、会計検査院からの指摘により、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案や一部の市町村において、就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案が明らかになったことから、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付け障障発1105第1号障害福祉課長通知）を发出しているところである。改めて確認いただき、就労移行支援事業の適正な実施について配慮いただきたい。

6 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護の利用について

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知）により、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない」とされているところであり、これは、保険医療機関等による当該付き添いに係る諾否を要せず入院中の支援者の付き添いが可能であることとされたものである。

病院等に入院又は入所中に重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又

は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うようお願いしたい。

(2) 同行援護について

同行援護アセスメント調査票については、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）の別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表のうち視覚障害に関する基準が平成 30 年 7 月 1 日に改正されたことを受けて、「厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示を 12 月 27 日付で改正したところ。改正後の告示に基づく同行援護アセスメント調査票の施行時期は令和 2 年 4 月 1 日しているので、事務に遺漏なきよう取り扱われたい。

(3) 行動援護について

② 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

③ 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす措置を設けているが、当該措置は令和 3 年 3 月 31 日までの経過措置である。

(5) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 重度訪問介護等の適切な支給決定について

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断すべきものであり、一律に 3 時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

(ウ) 利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適

切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) 重度訪問介護において、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位変換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うこと。

イ 同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、① 院内スタッフ等による対応が難しく、② 利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

④ 支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定の勘案事項のうち、介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、平成30年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

8 強度行動障害を有する者等に対する支援について

(3) 強度行動障害を有する者に対する対応について

現在、障害支援区分の認定にあたっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

(4) 介護職員等による喀痰吸引等の実施等

各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配慮願いたい。

9 相談支援の充実等について

(1) 相談支援の充実について

○第6期障害福祉計画の基本指針では、

- ①総合的・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援体制の強化の取組の実施

を成果目標として設定し、それぞれの市町村において、地域における相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくこととしている。

市町村においては、第6期障害福祉計画の検討に当たり、相談支援の充実強化についても併せて計画的に推進することをお願いするとともに、基幹相談支援センターを設置していない市町村においては、基幹相談支援センターの設置を検討されたい。

○基幹相談支援センター等において計画相談支援等によるモニタリング内容を検証する手法等に関するガイドラインを作成しており、令和元年度末にお知らせする予定

○相談支援従事者研修制度の見直しに関しては、令和2年度から、新たな告示及び研修要綱に基づき相談支援従事者研修を実施していただくこととなるため遺漏なきようお願いする。また、令和2年度予算案（地域生活支援事業）においては、意思決定支援研修を専門コース別研修の新たな研修メニューに追加した。

(3) サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について

①サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直しについて

令和元年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（「サービス管理責任者等」）の養成に係る研修制度を見直し、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。

<経過措置>

●現行研修受講済みの者について

施行後5年間（H35年度末まで）は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能

- 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について（H31～33の基礎研修受講者に限る。）

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす。

④特区告示の令和3年3月31日限りでの廃止について

厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成22年厚生労働省告示第340号）（特区告示）を令和3年3月31日限り廃止する。

（2）（二）b 平成三十一年四月一日において指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置の一部を改正する告示（平成三十一年厚生労働省告示第号）による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（以下「旧告示」という。）第一号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったものであること（サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。）

なお、特区告示により読み替えて適用するサービス管理告示に定めるサービス管理責任者資格要件を満たすサービス管理責任者及びサービス管理告示に規定するサービス管理責任者基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本件告示の規定は、なおその効力を有することとする。

（4）令和2年度における国研修の開催予定について

相談支援専門員指導者養成研修に「主任相談支援専門員指導者養成研修」を追加し、サービス管理責任者等指導者養成研修に「意思決定支援研修」を追加する予定としており、従来、3日間の研修だったものが、それぞれ1日増の4日となる。

10 障害者の地域生活への移行等について

（1）障害者の地域生活への移行について

①自立生活援助について

自立生活援助は、令和元年10月時点で、38都道府県の183事業所において789人の方が利用。管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等、自立生活援助の円滑な施行に努めていただくようお願いする。

②地域相談支援について

地域相談支援は、利用者数が年々増加しているものの、利用実績が障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移し、都道府県別の利用実績に大きな差が生じている。積極的な活用の検討をお願いする。

③福祉施設入所者の地域生活への移行について

施設入所者の地域生活への移行については、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進等に取り組んでほしい。

(2) 共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

①日中サービス支援型グループホームについて

平成30年4月に創設された日中サービス支援型グループホームは、令和元年10月時点で、3都道府県の114事業所において1,388の方が利用。管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等、日中サービス支援型グループホームの円滑な施行に努めていただくようお願いする。

②グループホームの整備促進について

グループホームの利用見込みは今後も増加することから、引き続き、グループホームの整備促進に努めていただくようお願いする。

③グループホームの防火安全対策等について

グループホームの防火安全対策については、管内の消防署等と連携を図りつつ、防火安全体制の推進に万全を期されるようお願いする。また、災害発生に備えた取組みについても、利用者の安全確保を第一に考え、促進を図るようお願いする。

(3) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等の退所後、グループホーム等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算により評価。地域生活移行個別支援特別加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くない自治体もあり、都道府県並びに市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いする。

11 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

- 令和元年12月20日に公表した平成30年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待と判断された件数は平成29年と比較して3.5%の増加となり、施設従事者等による虐待と判断された件数は、平成29年度と比較して28%の増加。
 - 通報義務についての周知を更に徹底するとともに、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても周知徹底を図りたい。
- また、市町村においては事業所に対する適切な事実確認を実施するようお願いする。

運営上の留意事項について

要旨

(重要事項)

- ・ 昨年度の実地指導において文書指摘があった事項をまとめておりますので、ご確認いただくとともに、今後の運営に留意願います。

指 摘 事 項 (運 営)

①内容及び手続の説明及び同意〔共通〕

- ・重要事項説明書に事故発生時の対応と第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等）について記載すること。
- ・利用者から受領する費用として重要事項説明書に記載しているキャンセル料について、運営規程に定めること。
- ・運営規程と重要事項説明書の記載内容が異なる箇所が見受けられるので、記載内容を精査し整合性を図ること。
- ・運営規定の通常の事業の実施地域について、事業を行なう場所ではなく、利用者の対象となる地域を記載すること。
- ・運営規程に虐待防止責任者を明記すること。
- ・光熱水費、日用品費の額について、重要事項説明書、契約書、運営規程と実際の徴収額が一致していないので、記載を改めること。また利用者及びその家族に説明を行ない、再度利用契約を締結すること。

②介護給付費等の額に係る通知等〔共通〕

- ・受給者証に事業所利用に係る記載がされていないので、必要事項を記載されたい。
- ・サービス提供にかかる介護給付費及び利用者負担金について必ず通知すること。
- ・法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は支給決定障害者等全員に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知すること。

③勤務体制の確保等〔共通〕

- ・主たる事業所及び従たる事業所の従業員のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者を配置すべきところ、従たる事業所に常勤専従の配置がなかったため、当該人員配置を満たすよう必要な改善措置を講じること。

④秘密保持等について〔共通〕

- ・他の障害福祉サービス事業所に対して利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ当該利用者又はその家族の同意を得ておく必要があるが、一部同意が取れていない利用者が見られるため、文書により同意を得ておくこと。

⑤苦情解決について〔共通〕

- ・苦情対応マニュアルを作成すること。
- ・苦情対応窓口、責任者を設定し運営規程、重要事項説明書に記載すること。

⑥掲示〔共通〕

- ・運営規程の概要、従業者の勤務の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所内に掲示すること。

⑦記録の整備について【共通】

- ・障害福祉サービスを提供した際は、サービス提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録しておく必要があるが、このサービス提供記録について、タブレットを持つ一部の従業員がサービス提供した際にのみ作成され、その内容も不完全な状態のものが見受けられた。
- ・サービス提供記録については、提供の都度、利用者から確認を受ける必要があるが、タブレットで電子記録のチェック欄にチェックを入れる形となっており、利用者本人が確認しているか不明であるため、確認方法を改善すること。また、タブレットを持たない従業員については、そもそも利用者からの確認が得られていない状態であるため、改善すること。
- ・サービスを提供した際には、提供日、内容その他必要な事項を記録し、支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けること。
- ・全体として記録が不十分である。事業所運営に関する各種記録を、必ず5年間保存すること。

⑧個別支援計画の作成【共通】

- ・サービス管理責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居家族に内容を説明するとともに、当該計画を交付した記録を残すこと。
- ・サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の作成後、原案の内容について支援職員の意見を求める会議を開催し、その記録を残すこと。
- ・個別支援計画の作成後、計画実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上当該計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。
- ・適切な居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族に内容について説明するとともに、同意を得た上で交付すること。
- ・介護サービスにおける居宅サービス計画は作成されていたが、居宅介護計画の作成が行われていない事例が確認された。未作成者については早急に計画を作成すること。
- ・体験利用者への共同生活援助計画の作成が行なわれて事例が確認された。サービス管理責任者は、今後体験利用者についても共同生活援助計画を作成すること。

⑨非常災害対策・事故防止【共通…訪問系を除く】

- ・事故対応マニュアルを作成すること。
- ・非常災害対策マニュアルを作成すること。
- ・避難訓練を年2回以上実施し、記録を保存すること。

⑩利用者負担額等の受領【共通…訪問系を除く】

- ・重要事項説明書について、利用者負担金として、入所一時金という名目で不適切な費用の徴収が見受けられる。利用者負担について適正な運用をされたい。

⑪障害者虐待【共通】

- ・虐待防止責任者を選定し、研修を実施するなど虐待防止のための措置を講じること。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合の同意については両親からの口頭の同意を得、日々の記録はされているが、書面での身体拘束に関する説明及び同意書の提出が行なわれていない事例が見受けられた。今後は適正な処理が行なわれるよう必要な改善を図ること。

⑫生産活動・就労〔就労継続支援A型〕

- ・就労支援会計に関する金銭の流れ等について、記録簿等を整理し確認できるようにすること。
- ・生活介護・就労継続支援B型の生産活動により利用者に支払われる工賃について、毎月の支払を証明する領収書の様式を修正するとともに、その算定根拠を工賃規程等により整理し、就労支援事業会計を含めた各サービス種別毎の事業所会計として整備すること。

自立支援給付費の算定誤りの具体事例

①本体報酬

- ・居宅介護計画で定めたサービス提供時間と実際の提供時間とが相違している事例が確認されたため、当該事例について速やかに居宅介護計画の変更を行い、居宅介護計画に沿ったサービス提供を行うこと。
- ・短期入所本体報酬について、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)の単位を算定すべきところ、福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)を算定している事例が確認された。については、平成26年11月のサービス提供分に遡って自主点検を行なった上、過誤請求分について、給付費及び利用者の自己負担分を自主的に変換すること。
- ・基本報酬の算定について、日中活動系サービスを併せて利用する場合の医療型特定短期入所サービス費Ⅴを算定すべきところ、誤って医療型特定短期入所サービス費Ⅱを算定している事例が見受けられた。については平成28年4月のサービス提供分に遡って自主点検を行った上、過誤請求を発見した場合は、給付費及び利用者の自己負担分を自主的に返還すること。

②減算

- ・生活介護の提供にあたって、生活介護計画が作成されていないにもかかわらず、所要の減算を行っていない事例を確認した。については、平成26年12月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行った上、誤って請求した給付費を返還すること。
- ・個別支援計画未作成減算について、体験利用者への共同生活援助計画の作成が行なわれて事例が確認された。については、平成26年10月のサービス提供分に遡って自主点検を行なった上、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間について所定の減算を行ない、給付費及び利用者の自己負担分を自主的に変換すること。

③加算

- ・施設外就労加算を算定する場合は、施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して報酬算定上必要となる人員(常勤換算方法による)の職員を配置するとともに配置した職員がわかる記録も残しておくこと。
- ・欠席時対応加算について、利用予定日の前々日より前に中止連絡があった場合にも算定している事例が確認された。については、平成26年12月まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行った上、誤って請求した給付費を返還するとともに、利用者の自己負担分についても自主的に返還すること。

- ・欠席時対応加算について、利用者またはその家族と連絡調整その他の相談支援を行なった記録が無いのに加算を請求した事例が確認された。については平成26年10月サービス提供分に遡って自主点検を行った上、過誤請求を発見した場合は、給付費及び利用者の自己負担分を自主的に返還すること。
- ・夜間支援体制加算（I）について、加算額の算定方法を誤り異なる区分の単位数を算定している事例が確認された。については、平成26年10月のサービス提供分に遡って自主点検を行なった上、過誤請求を発見した場合は、給付費及び利用者の自己負担分を自主的に変換すること。
- ・食事提供加算について、事業所において食事提供を行っていない日についても当該加算を請求した事例が確認された。については平成26年12月サービス提供分に遡って自主点検を行った上、過誤請求を発見した場合は、給付費及び利用者の自己負担分を自主的に返還すること。

疑義照会と厚生労働省からの回答

要旨

・昨年度、本府から厚生労働省に対して行った疑義照会とその回答です。以下事項について回答がありましたので、適宜ご確認ください。

- ①サービス管理責任者の直接支援の業務の実務経験(訪問入浴介護)
- ②生活介護の人員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)における支援区分5・6の利用者割合
- ③重度障害者支援加算Ⅱの夜間・深夜において提供を行った場合
- ④夜間支援等体制加算の算定日数

指定障害福祉サービス事業所に係る厚生労働省への疑義照会

対象	質問事項	質問	厚生労働省回答
共通	サービス管理責任者の直接支援の業務の実務経験について（訪問入浴介護）	<p>改正された「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一、イ、(1)、(二)の直接支援の業務として、bにおいて「障害福祉サービス事業、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者」とあります。</p> <p>①介護保険法に規定する「訪問入浴介護」は、「老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業」とすべきでしょうか。</p> <p>②①が適当でない場合であっても、「訪問入浴介護」で入浴介護に従事する者は「これに準ずる者」とすべきでしょうか。</p>	<p>①厚生労働省障害福祉課として、全ての訪問入浴介護を老人居宅介護等事業をその他これらに準ずる事業として認めるものではない。全国全てのケースに一律に該当とするものではない。</p> <p>②個別なケースについて、地方公共団体が判断する事を妨げるものではない。</p>
生活介護	生活介護の人員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）における支援区分5・6の利用者割合について	<p>生活介護の人員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定には、前年度平均で支援区分5・6の利用者が全体の利用者の60%・50%であることが必要であり、この割合の算定方法については、支援区分5・6の利用者の前年度延べ利用日数÷全利用者の前年度延べ利用日で算定しておりますが、通常的生活介護において、各月の利用日数は、月日数－8日とされており、全利用者の前年度延べ利用日数は各月の月日数－8日の合計（利用日数特例届があっても年間合計ではこの範囲）となります。</p> <p>しかし、障害者支援施設の日中サービスとして提供されている生活介護については、月日数－8日を超えてサービスが提供され、基本報酬請求は月日数－8日の範囲内でなされているケースが散見しております。</p> <p>このような場合の支援区分5・6の利用者割合の算定方法は、月日数－8日を超えた実際のサービス提供日数の合計で行うべきでしょうか、それとも報酬請求がなされている月日数－8日の範囲内の日数の合計で行うべきでしょうか。</p>	<p>通所でない障害者支援施設の月日数－8日以外の日の日中については、生活介護ではなく、施設入所支援の休日の日中処遇として取り扱う。</p> <p>（生活介護の人員配置体制加算の日数には含めない）</p>

施設入所支援	<p>重度障害者支援加算Ⅱの夜間・深夜において提供を行った場合について</p>	<p>報酬告示別表第9 2 注4において、『夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき、180単位を更に加算する。』とありますが、この『夜間又は深夜』については、別添の日本知的障害者福祉協会の機関誌のQ&Aで「土・日の施設入所支援では、日中の4時間でも算定可能」とされています。</p> <p>夜間又は深夜については、このQ&Aのとおりとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>日中活動の行われていない土・日については算定は可能。</p>
<p>共同生活援助 宿泊型自立訓練</p>	<p>夜間支援等体制加算の算定日数について</p>	<p>夜間支援等体制加算については、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）の時間に、必要とされる利用者に夜間の支援を行える体制を整備した場合に算定される加算であり、通常は日常継続的に行われる加算であり、事業所の前年対象利用者数（又は、請求月の対象利用者数）に応じて、各月毎に月日数×全利用者に算定されるものと考えます。（通常元年6月で7人の利用者ならば30日×7人＝延べ210日）</p> <p>しかし、利用者の退所、入院又は夜間支援等体制加算のⅠ～Ⅱの切り換えにより、算定日が途切れる事態も生じます。</p> <p>その場合、夜間支援等体制加算のⅠ～Ⅲの各月の算定日と夜勤・宿直配置時間の関係はどのようになるのでしょうか。</p> <p>（京都府の見解）</p> <p>1日毎に夜間支援等体制を請求する（例 6月1日）ためには、当日の午前0時から午前5時（6月1日00時～5時）及び当日の午後10時から午後12時（6月1日22時～24時）までの間に配置された場合、その日について算定が可能。共同生活援助の利用開始時（再開時）又は利用の中断（退所・入院等）については、利用開始の場合は、開始日の午後10時から午後24時までの間、月末日や退所、入院等により、利用が途切れた場合は当日の午前0時から午前5時までの間に配置のみでも算定は可能。上記のように整理することにより、基本報酬の請求と齟齬が生じない。</p>	<p>夜間支援等体制加算は、当日の午後10時から翌日の午前10時にまたがって支援を行なわれることが必要。</p> <p>例 2月20日に夜間支援等体制加算を算定するには、2月20日午後10時から、日付を超えて午前5時に渡る支援が必要。しかし実際の支援は日付をまたがっていればよく、午後4時が実際の最後の支援でも提供時間は問わない。</p>

新型コロナウイルスへの対応に伴う 人員・運営基準及び報酬請求の特例について

要旨

- ・厚生労働省から随時特例の事務連絡が発出されている。
- ・本府では連絡があり次第ワムネットに掲載しているので、ご確認いただきたい。
- ・現在の主な通知を掲載する。

事務連絡
令和2年5月13日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
(第5報)

現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出されていること等を踏まえると、引き続き障害福祉サービスの利用者をはじめとする多くの障害者が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになることなどが想定されます。

このため、下記のとおり、在宅での就労継続支援事業等の支援事例等をお示しするとともに、都道府県から寄せられた質問等についても回答（別紙1）をお示ししますので、運用に当たり御参照ください。

また、就労継続支援事業の取扱い等については、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（第5報まで発出）のほか、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（第4報まで発出）において随時お示ししているところですが、引き続き十分な周知が図られるよう、主な内容をまとめた資料を併せて送付しますので御活用ください。

各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、引き続き御配慮いただくとともに、市町村、就労系障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター等への周知をお願いします。

記

1. 就労継続支援事業等における在宅でのサービス提供の支援事例について

今般の緊急事態宣言の発出等を受け、引き続き通所でのサービス提供が困難となることが予想される。就労継続支援事業等における在宅でのサービス提供については、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」（令和2年4月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）別紙1（Q&A）問4において想定される主な支援をお示ししたところであるが、生産活動の内容等から在宅でのサービス提供の経験が十分でない事業所や支援ノウハウの蓄積が浅い事業所においては「在宅で、利用者に対してどのような支援や作業を提供すればよいか分からない」といった声なども聞かれるところである。

このため、在宅でのサービス提供について、別添1のとおり、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所及び障害者就業・生活支援センター等における支援事例を取りまとめたので参考にお示しする。

在宅でのサービス提供については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に加え、障害者の多様な働き方を実現するための支援のひとつでもあることから、その実施に当たっては、可能な限り、効果的なものとなるよう、その支援方法を引き続き検討していただきたい。

いずれにしても、別添の支援事例は参考であることから、利用者や各事業所等の個々の状況等に応じ、在宅のできる限りのサービス提供を柔軟にしていきたい。

（関連事務連絡）

令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」

令和2年3月9日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」記2

令和2年4月13日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」別紙1（Q&A）問3、問4

2. 一般就労している障害者に対する障害者就業・生活支援センターにおける生活支援について

就労継続支援事業所等の障害福祉サービスを利用する障害者のみならず、普段は職場に通勤し、障害福祉サービスを日中利用していない障害者にとっても、今般の緊急事態宣言の発出等による勤務先の休業等により居宅で過ごす時間が長くなることなどが予想される。一般就労中の障害者にとって、このように普段とは異なる状況に一定期間にわたり置かれることは、体調や生活のリズムの乱れにつながる恐れがあり、職業生活の継続にも支障をきたすことが懸念される。このような障害者に対しても、生活リズムを維持するための関わりや円滑な職場復帰を見据えた支援等を実施することは重要である。

このため、市町村は、一般就労中の障害者に対して「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の具体的な実施について」（令和2年4月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を踏まえた対応を行うほか、障害者就業・生活支援センターにおいては、既に登録している者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、可能な限りの生活支援の実施を検討いただきたい。また、本人からの申出等により、障害者就業・生活支援センターにおける新規での登録、生活支援の開始を希望する者についても可能な限り対応を検討いただきたい。

また、上記に係り、今般、都道府県が障害者就業・生活支援センターにおける生活支援の強化を図った場合、令和2年度補正予算に盛り込んだ「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（障害者就業・生活支援センター（生活支援）強化事業）」により財政支援することが可能であることから、都道府県におかれては当該事業の活用を検討いただきたい。なお、当該事業の具体的な内容については、近日中に別途お示しする。

3. 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」（令和2年4月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の修正について

就労移行支援事業の利用に係る期間については、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」（令和2年4月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、その更新に当たっての柔軟な取扱いを示したところであるが、別紙2のとおり、文言の一部を修正する。なお、本修正は技術的に用語を整理、修正するものであり、第4報からその内容を変更するものではないこと及び修正後の第4報は改めて送付しないことを申し添える。

（添付資料）

- 別添1 就労継続支援事業等における在宅でのサービス提供の支援事例について
- 別添2 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける柔軟な取扱い

問1 就労継続支援事業についても、その雇用する労働者を休業させて雇用の維持を図った場合には、雇用調整助成金の対象となるのか。A型・B型ごとに、職員と利用者について教えていただきたい。

(答)

就労継続支援事業所についても、障害者を含む労働者に対して一時的に休業等を行い、休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金の対象となる。ただし、例えば、就労継続支援B型事業の利用者のように雇用関係にない者については対象外である。

また、就労継続支援事業と雇用調整助成金との基本的な関係は次のとおりであるが、雇用調整助成金の支給要件等の詳細については、厚生労働省ホームページ等を参照いただくか、事業所を管轄する都道府県労働局又はハローワークに相談いただきたい。

なお、本回答に当たっては、雇用調整助成金担当部局（職業安定局）と協議済みであることを申し添える。

就労継続支援事業と雇用調整助成金の基本的な関係

		雇調金	雇用関係
就労継続支援A型	職員（支援員等）	○	有
	利用者（障害者）	○(※)	有
就労継続支援B型	職員（支援員等）	○	有
	利用者（障害者）	—	無

※ 休業の場合に対象。教育訓練の実施に係るものについては、就労継続支援のサービス内容と重複することから対象外。

【雇用調整助成金】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【雇用調整助成金の問い合わせ先一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html

問2 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」（令和2年4月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）記3（「就労移行支援事業における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新の取扱い（※本事務連絡（別紙2）により修正後の文言）」）について、

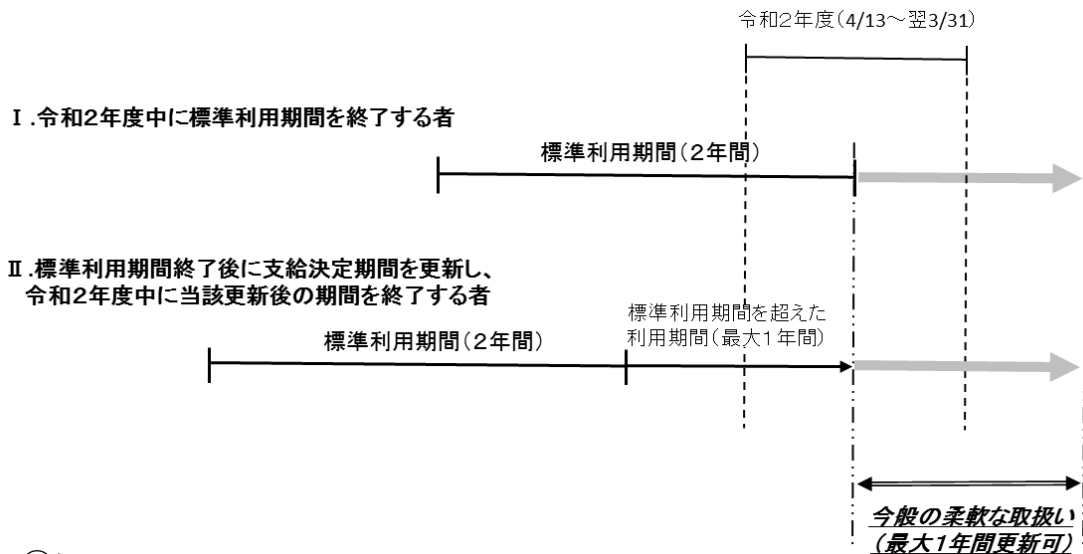
- ① 具体的にどのような者が対象となるのか。
- ② いわゆる「標準利用期間超過減算」との関係はどうなるのか。具体的には、サービス利用期間の平均値を算定する際に、今般の柔軟な取扱いにより延長した期間は除外するのか。

(答)

①について

下図のとおり。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難となっていることや一般就労への円滑な移行を進める観点からも、I及びIIの者については、引き続き就労移行支援を利用することも積極的に検討されたい。



②について

第4報に基づく柔軟な取扱いにより支給決定期間を更新し、就労移行支援等のサービス利用を延長した場合については、当該延長に係る期間はサービス利用期間の平均値の算出から除外することを可能とする。

問3 就労継続支援事業（A型・B型）については、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等により、都道府県等が認めた場合には前年度に代えて前々年度の実績に基づいた基本報酬の算定区分とすることも可能であるが、この取扱いは当該都道府県等に所在する全ての事業所に一律で適用するのか。個々の事業所毎に個別に適用するのか。

(答)

今般の新型コロナウイルス感染症の影響は、地域における感染拡大防止の状況や生産活動の内容等により事業所毎に実情は大きく異なることも想定されることから、「前年度に代えて前々年度の実績に基づいた基本報酬の算定区分とする」取扱いについては、基本的には個々の事業所毎に適用の可否を判断することを想定している。

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
（第4報）」（令和2年4月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課事務連絡）の新旧対照表

修正前	修正後
<p>3. 就労移行支援事業における標準利用期間の更新の取扱いについて</p> <p>就労移行支援については、標準利用期間（2年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新（原則1回）を可能としているところである。一方、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、今後、十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難なままに標準利用期間の終了を迎える者も多くでてくる事態なども想定される。</p> <p>このため、今後、年度内に、標準利用期間（更新後の標準利用期間含む。）の終了を迎える者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことによりサービスの利用継続が必要であると認められる場合においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、臨時的な取扱いとして、「原則1回」を含む現行の取扱いに関わらず、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することを可能とする。なお、利用更新に当たっては、今般のコロナウイルス感染拡大防止のため、市町村審査会の個別審査の簡素化を図るなど、利用更新が遅滞なく行われるよう柔軟に取り扱われたい。</p>	<p>3. 就労移行支援事業における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新の取扱いについて</p> <p>就労移行支援については、標準利用期間（2年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間<u>支給決定期間</u>の更新（原則1回）を可能としているところである。一方、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、今後、十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難なままに標準利用期間の終了を迎える者も多くでてくる事態なども想定される。</p> <p>このため、今後、年度内に、標準利用期間（<u>標準利用期間終了後に支給決定期間を更新した場合にはその更新後の期間</u>含む。）の終了を迎える者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことによりサービスの利用継続が必要であると認められる場合においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、臨時的な取扱いとして、「原則1回」を含む現行の取扱いに関わらず、最大1年間までの範囲内で柔軟に<u>支給決定期間</u>の更新を可能とする。なお、利用更新に当たっては、今般のコロナウイルス感染拡大防止のため、市町村審査会の個別審査の簡素化を図るなど、利用更新が遅滞なく行われるよう柔軟に取り扱われたい。</p>

<p>また、上記の取扱いについては、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助又は地域移行支援、地域定着支援についても同様とする。地域移行支援については、最大6ヶ月の範囲内で柔軟に更新<u>すること</u>を可能とする。</p>	<p>また、上記の取扱いについては、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助又は地域移行支援、地域定着支援についても同様とする。地域移行支援については、最大6ヶ月の範囲内で柔軟に<u>支給決定期間の更新</u>を可能とする。</p>
---	--

在宅でのサービス提供の支援事例【就労継続支援A型①】

<支援において特に留意した点>

- 就労へのモチベーションを維持できるように支援
- 施設内の仕事の延長として自主生産品の販売促進に寄与できる作業を提供
- 在宅での訓練を継続するために家族関係にも留意して支援を実施

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

クッキーの販促用具（販売用看板、ポップ、値札カード、チラシ、ポスター、サンクスカード等）の作成を行っている。過去の販促用具を提供し、季節や販売場所に応じたものにアレンジして独自の販促用具を作成する。一日のおおよその制作数を提示し、達成に努める。

(2) 就労支援の実施

【作業課題】

- ・自己消費用のクッキー製造や試作品作りを行い、技術の維持を図っている。
- ・朝夕に電話で施設内の作業の状況を伝え、施設内の作業と一体感が持てるようにしている。

【学習課題】菓子製造や食品衛生に関する書籍を提供、菓子製造に対する興味の維持や知識の向上を図っている。

【生活課題】

- ・ストレッチ等の時間を設け運動不足にならないようにしている。
- ・家事等を積極的に行うように促し、生活リズムが崩れないようにする。

(参考) ある利用者の日課

9:00～ 検温 体操（ストレッチ、ラジオ体操） 電話連絡	9:30～ 作業（販促用具の作成）※適時休憩	12:00～ 昼食	13:00～ 作業（販促用具の作成またはクッキー試作） ※適時休憩	15:30～ 作業または学習	16:00 終了
-------------------------------------	---------------------------	--------------	---	-------------------	-------------

2 利用者の体調管理に関する支援

体調の状況、検温結果の報告を受けて日々記録している。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

家族関係でのトラブルの相談。

4 家族や関係機関との連携

- ・家族に対して在宅で行う作業等の内容について理解を促している。
- ・家族からの相談も積極的に受けている。

5 その他

利用者の状況によって在宅における作業が難しい場合は、感染予防に留意しながら通所による作業に従事している。

在宅でのサービス提供の支援事例【就労継続支援A型②】

＜支援において特に留意した点＞

- 就労に対するモチベーションが落ちないように適度な難易度の課題を設定
- 在宅ワーク中でも、1日1回は必ず電話で利用者と会話する機会を設定
- 利用者との信頼関係を維持するため、こまめな情報共有

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

機密保持の観点からテレワークを行っている利用者への生産活動の提供は行っていない。利用者及び社員の半分が出勤し、生産活動を行っている。

(2) 就労支援の実施

【作業課題】エクセルデータで表の作成や、データ集計等を行っている他、課題図書をパソコンにてワードに打ち込み、タイピングスピードを上げる取組を行っている。

【学習課題】論理的思考を養うワークとして、課題図書を読み感想文を作成、支援者と感想を述べあって理解を深める取組を行っている。

(参考) ある利用者の日課

10:00	10:00~12:00	12:00~13:00	13:00	13:00~16:30	16:30~17:00
体調及び業務開始報告（電話）	学習課題	昼休憩	業務再開報告（電話）	学習課題	日報記入、業務終了報告（電話）

2 利用者の体調管理に関する支援

- ・毎日／日報にて睡眠時間、服薬状況、体調を記録し、1週間に1度出勤して提出。
- ・朝／電話にて体調（心身の状況）と体温を支援者に報告。
- ・夕／電話にて1日の振り返り。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

- ・体調管理、テレワークと出勤のバランス、業務内容等に関して利用者の不安事項を聴き取り、信頼関係を維持できるように留意した。

4 家族や関係機関との連携

- ・計画相談事業所及び行政機関へ利用者の状況報告を行っている。
- ・家族との連携は、問い合わせがあった場合に対応している。

5 その他

- ・利用者数、在宅利用者の割合としては、利用者34名中1日当たり半数～2/3の利用者が在宅利用。
- ・使用している機器、コミュニケーションツールとしては主にパソコン、USBを活用している。
- ・職員体制として、テレワーク社員が在宅利用者の支援に対応している。
- ・緊急事態宣言が解除された後を想定し、感染予防に留意した作業環境の構築に工夫が必要になっている。
- ・通所自粛が長期化した場合は、利用者のモチベーションや利用者との関係性にさらに悪い影響が予想されるため、現状では日々利用者ともまめな情報共有を行い、信頼関係の維持することを重視。

在宅でのサービス提供の支援事例【就労継続支援A型③】

＜支援において特に留意した点＞

○在宅で作業できる機器・システムの整備

○コミュニケーションが苦手な人が集中して行える生産活動等を準備

○定期的な訪問による状況把握及び緊急時に自宅に駆け付けられる体制作り

1 在宅利用者に対する支援内容

(2) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

- ・労務管理 150 人分の Excel や CSV の変換、入力、確認、計算
- ・給与にかかる給食費、販売、有給休暇等の台帳への記入や請求書発行計算等

(2) 就労支援の実施

【作業課題】ミスを少なく台帳への転記等ができるよう目標をもって取り組む。

【学習課題】作業等で必要な質問・報告については、要点をまとめて分かりやすい文章で行うように、その内容等の助言を行う。

【生活課題】毎朝の検温と体調報告を欠かさず行い、生活リズムの維持に取り組む。

(参考) ある利用者の日課

10:00	作業開始	12:00	13:00	16:00
検温体調報告	逐次 Slack にて、やり取り	昼食、給食配達 介護	作業開始 逐次 Slack にてやり取り	作業終了

2 利用者の体調管理に関する支援

- ・毎朝作業開始時に、検温、体調の報告。不安があるときは相談。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

- ・利用者の体調変化に対する不安の聴き取り相談。

4 家族や関係機関との連携

- ・給食を家まで配達し、その時に必要な身体介護の状況等を把握する。

5 その他

- ・本事業所では身体障害があり、自力通勤が難しい利用者に対して在宅訓練を取り入れている。
- ・自宅での通信環境は、利用者自身が整備している。
- ・パソコンは事業所においてセットアップして貸与している。
- ・緊急時に利用者の自宅に駆けつけられる職員体制を整えている。
- ・仕事中は、Slack（業務効率化アプリ）を使用し、常時仕事の指示や質問に答えられるようにしている。

在宅でのサービス提供の支援事例【就労継続支援B型①】

<支援において特に留意した点>

○生活リズムを整えるために予め作業時間を設定

○直接的な支援ができないため、写真の送信等で視覚的に作業状況を確認

○製品の回収と資材の配達時に体調等の確認

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

在宅において軽作業（筆の縫い作業）を実施。支援者が製品の仕上がりを直接確認ができないため、仕上がった製品や不具合のあった製品の写真をLINEで送信してもらい、視覚的に確認している。支援が必要な方についてはLINEの操作方法を教示、週1～2回程度職員が自宅を訪問し、完成品の回収と、資材の配達を行い、必要に応じて検品や玄関先で作業支援等を短時間で実施している。

(2) 就労支援の実施

【生活課題】在宅訓練では、生活リズムを整えることも重要な支援として取り組み、作業開始時間（9時30分）にあわせて日課を組み立てた。資材の配達時は定期的に利用者と顔を合わせる機会になり、利用者の状態の確認などを行うことができている。在宅の作業を導入するまでは、日々何をすればいいのか分からないといった声があったが、作業があることで生活のメリハリも出たとの声が多く聞かれている。

(参考) ある利用者の日課

9:00 体調確認（主に電話）	9:30～ 筆作業	12:00～ 昼休憩	13:30～ 家事、散歩等	16:00～ 作業進捗確認（電話・LINE）
--------------------	--------------	---------------	------------------	---------------------------

2 利用者の体調管理に関する支援

日々の体温、体調をLINE等のSNS、電話等を利用し把握した。訪問時に体調面の支援を行っている。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

- ・体調面、心理面に関する不安、新型コロナウイルスの情報に関すること、通所再開の見通しに関する不安などについて相談している。
- ・在宅訓練になったことで家族との距離が近くなり、家族との関係についての相談等もあった。
- ・家族からは通所再開についての見通しや作業終了後の過ごし方についての相談があり、他の利用者の過ごし方などを伝えながら助言を行っている。

4 家族や関係機関との連携

- ・家族には作業に必要な道具を置くことや、作業時間を決めて実施する旨などを伝え協力を求めた。
- ・グループホーム利用者の場合は、ホームの部屋内に作業道具を置き、作業ができる環境の整備を行う協力を得た。

5 その他

自宅にて作業を実施している方は10名程度。

在宅でのサービス提供の支援事例【就労継続支援B型②】

＜支援において特に留意した点＞

○在宅サービス提供に関する丁寧な説明と同意

○在宅での作業の実施に必要な機器の貸与

○通所で受けられるサービスにより近いプログラム時間・内容の提供

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

企業からの請負作業のうち自宅で実施できる作業（紙の貼り付け作業）を提供。

(2) 就労支援の実施

【作業課題】能力に応じたパソコン技能訓練を実施。パソコンは利用者に貸与している。

【学習課題】iPadを活用したプログラム提供（国語：日本語検定の問題集、計算：電卓計算の問題集、ビジネスマナー：ビジネスマナー実務検定の問題集、就職活動：履歴書作成・視聴覚教材を活用した働く意識づけ、運動：ストレッチ）。

【生活課題】iPadによる生活の聞き取り（訓練生自身が睡眠時間・三食の状況・服薬状況・健康状態等を日誌に記載）と身だしなみ（洗顔・歯磨き・髭・爪・髪・入浴・服装など）チェックを行った後、ZOOMを活用した朝礼。プログラム終了後に振り返り。

(参考) ある利用者の日課

8:30～ 生活状況の聞き取り 身だしなみチェック (オンライン)	9:00～ 朝礼 (オンライン)	9:15～ 内職作業 (オンライン→途中オフ)	12:00～ 昼休憩	13:30～ ビジネスマナー (オンライン)	15:00～ 振り返り (オンライン)
---	------------------------	-------------------------------	---------------	------------------------------	---------------------------

2 利用者の体調管理に関する支援

生活状況に課題がある場合は、適宜支援を実施する。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

iPad や電話を活用して日常的に不安や心配事、分からないことなどの聞き取りを行い、必要があれば通信機器を活用した面接相談を実施。

4 家族や関係機関との連携

- ・行政や相談事業所、家族等に進捗状況の報告。
- ・家族のサポートが必要な利用者には、家族と連携し支援を行う。

5 その他

- ・利用者16名（就労移行・B型・自立訓練の多機能）内、在宅サービスのみ：4名 原則在宅サービスで週1回来所：9名、週2回以上来所：3名。
- ・在宅サービスの実施にあたっては目的や期間、具体的な内容など文書と口頭で、本人・家族等に丁寧に説明し、同意を得た。
- ・全員に同じ通信機器を貸し出し、マニュアルを作成した上で事前に説明することで、使ったことがない方も円滑に使用できるようにした。

在宅でのサービス提供の支援事例【就労継続支援B型③】

＜支援において特に留意した点＞

○利用者の特性に合わせた様々な課題プリントを提供

○朝と夕方必ず電話を入れ、課題の進捗状況・健康状態等を確認

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

賃金、工賃に直接つながる作業は実施していないが、生産活動のスキルアップにつながる作業課題、学習課題を提供している。

(2) 就労支援の実施

【作業課題】手先の訓練としてビーズや手芸、電卓を使った計算を実施。

【学習課題】計算プリントと漢字プリントの課題を渡し、何分かけて問題が解けるか時間を計測して行う。また、販売等でお金のやりとりに課題がある利用者には金種が学べる学習プリントに取り組む。

【生活課題】毎日7時までには着替え、検温を行う。朝食をしっかり食べ、片付け等の家事も出来る限り行う。朝9時には事業所職員より電話をかけ、食欲・体温・家族の体調・本日の予定の確認を行う。課題のみ行うのではなく、家族の手伝い（家事等）も行うよう促す。夕方、もう一度事業所職員より電話し、一日どのように過ごしたか、課題の達成状況の確認を実施。

(参考) ある利用者の日課

7:00～ 着替え・検温・朝食	9:00～12:00 事業所より電話、 学習課題実施	12:00～ 昼食・休憩	13:30～ 手先を使った 作業課題実施	15:00～ 家事手伝い 等	16:00 職員より電話 一日の振り返り
--------------------	----------------------------------	-----------------	----------------------------	-------------------	----------------------------

2 利用者の体調管理に関する支援

毎朝の検温・食欲（3食）・1日の体調の確認をして、専用用紙に記録。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

困っていること、うまくいかないことがあるかどうかを聞き取る。

4 家族や関係機関との連携

家族から就労支援の課題の成果について利用者にフィードバックを行ってもらい、毎日の日報作成に協力いただく。

5 その他

- ・事業所の職員が順番に話を聞くようにしている。
- ・1日2回以上の電話連絡を行う。
- ・事業所から提供した課題を取り組んでもらうことが、自主生産品等の販売活動につながるものとして評価し、課題の成果を工賃の対象としている。

在宅でのサービス提供の支援事例【就労移行支援・就労定着支援①】

＜支援において特に留意した点＞

- 規則正しい生活を維持するため、できる限り毎日同じ時間帯での支援を実施
- 集中力の低下を防ぐため1コマ45分～60分程度で実施できる課題を提供
- 孤立させないために、電話しやすい環境の提供（1週間に1回は訪問等により対面で支援）

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

企業から請け負った部品の検品 1日1袋100本（45分～60分）。

(2) 就労支援の実施

【学習課題】自己理解を深めるシートやビジネスマナーのQ&Aなどのワークシートを提供。

【生活課題】生活面に関してはSPIS（※）を用いて、就寝・起床時間や精神面の評価（数値化）を利用者本人が行う。SPISは不安なこと等を言語化するツールとして効果的に活用されている。

（※SPIS…精神障害者、発達障害者等の就労定着を支援するために活用されるWEBを使った自己管理・コミュニケーションツール）

（参考）ある利用者の日課

起床	10:00～ 開始前 TEL ワークシート作成	11:00～ 作業 終了時 TEL	12:00～ 在宅にて生活 体力が落ちないように利用時間以外でできる事を確認（犬の散歩やウォーキング、ストレッチなど）何かあれば連絡をもらう。
----	-------------------------------	-------------------------	--

2 利用者の体調管理に関する支援

SPISにて体調の確認を行う他、開始前、終了時に電話連絡を受けて利用者の状態を確認している。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

- ・家族と同居しており、在宅生活のストレスが強いという方には、感染予防に配慮して週2日は事業所に通所、週3日は在宅で支援する等、支援の頻度をかえる相談を行っている。
- ・就労移行支援の利用期間の終了が近い人の就職活動等の不安に関して相談を行っている。
- ・通所を続けることに対して家族から不安の声があり、在宅訓練への切り替えについて相談した。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で企業実習やトライル雇用が中断してしまったケースがあり、利用者の強い不安を解消するために相談を行っている。

4 家族や関係機関との連携

- ・家族に対しては、感染予防のために在宅生活を続けざるを得ない状況でも、働くリズムを維持するために就労移行支援が必要であることの理解を求めた。
- ・就労定着支援ではメール、電話、SPISやビデオ電話等を活用し関係者で情報共有を行っている。

5 その他

- ・精神障害あるいは発達障害がある利用者が全体の9割をしめている。
- ・在宅訓練に切り替えている方は5名。
- ・職員は午前班、午後班と分け、利用者も班に分けてできるだけ接触の回数を減らしている。

在宅でのサービス提供の支援事例【就労移行支援・就労定着支援②】

＜支援において特に留意した点＞

○利用者が在宅において利用可能な通信手段やPC環境に配慮

○利用者の希望や能力に応じた課題を提供

○個人情報への配慮（作業課題、利用者同士でのアクセス管理等）

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

外部から請け負った機関紙を作成、随時受注している名刺の校正作業、HP作成と更新。

(2) 就労支援の実施

利用者にあわせた通信手段（電話、メール、LINE、Discord、ZOOM、Teams）を活用して課題を提供。

【作業課題】イラスト、HPの作成、様式作成（ワード・エクセル等）、自己分析シートの入力等。

【学習課題】ワード・エクセルの演習、htmlの学習（youtube、書籍利用）、認知機能トレーニングのプリント学習、漢字・計算等の基礎学習のプリント演習、一般常識のプリント学習、面接練習・履歴書の作成（LINE、ZOOMを利用し職員とマンツーマンで実施）。就労定着支援においても休業等により自宅待機中の方に対して作業課題や学習課題の提供。

【生活課題】利用者の生活状況（体調・気分等）や日々の作業予定について報告を受ける。

(参考) ある利用者の日課

9:50	10:00～	11:00～	11:10～	12:00～	13:00～	15:30～	16:00
朝礼 (オンライン)	PC入力作業	休憩 (家の掃除)	イラスト作成	昼休憩	プリント学習	振り返り面談・課題 送信(オンライン)	終了

2 利用者の体調管理に関する支援

- ・必要に応じて体調管理シートを付けてもらい、通信時、来所時に面談。
- ・利用者にあわせた通信手段により、体温、利用者の体調、気分について毎日聞き取りを実施。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

- ・利用者の体調や気分の関連する不安、気分転換の方法、就職活動の不安、役所の手続き、新型コロナウイルスへの対応等について相談を行っている。就労定着支援では上記に加え、休業申請等書類の書き方、他の就労中の利用者がどうしているか等の不安について相談を行っている。

4 家族や関係機関との連携

- ・相談支援事業所、居宅介護事業所、障害者就業・生活支援センター、医療機関等と主に電話による連携。必要に応じて通院同行を行う。
- ・必要に応じて、家族に対して作業や生活課題、通信手段の確保についてフォローして頂く。

5 その他

就労定着支援においても利用者にあわせた通信手段の掲示板やタイムラインを活用して、事業所の様子や利用者の作品や近況の紹介。また、就職者向けの通信を発行している。

在宅でのサービス提供の支援事例【就労移行支援・就労定着支援③】

＜支援において特に留意した点＞

- 障害特性にあわせたトレーニングを在宅でも行えるように工夫
- 在宅での訓練においても周りの利用者の様子が分かり安心できるように支援
- 日々の体調、気分等を詳細に把握して、健康管理に心掛けるように支援

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供
特になし

(2) 就労支援の実施

課題の提示、提出には Dropbox を利用する他、利用者が孤立しないよう ZOOM を利用して朝礼・夕礼を全員で行う。

【作業課題】事務ワークサンプル、勤務先に関する情報の検索・PDF化・整理、仕分け・丁合作業

【学習課題】「認知機能・職業能力・対人関係スキル訓練指導マニュアル」の課題を使用。利用者の障害状況等に合わせて複数の問題を提示。作業系の就職希望者に KYT（危険予知訓練）の実施、絵を見て危険の発見・対策などを作成。タイピング練習の実施、指定時間でミスなく入力できないと次のステップに進まない課題になっており、パソコン初心者やミスが多い利用者に有効。

【生活課題】身体に麻痺がある利用者については、ストレッチや歩行などの訓練を組み込む。必要に応じてスーツ・雨具などの更衣訓練なども家族の協力のもと実施。

(参考) ある利用者の日課

9:30~12:00	13:00~16:00
zoom朝礼 → 求人検索と一覧作成 → 認知訓練課題	職業訓練課題 → カード仕分け → 日報記載 → zoom夕礼

2 利用者の体調管理に関する支援

- ・検温の結果と体調の定期報告を実施する。
- ・日報作成。作業内容・自身の振り返りと感想（体調面も含む）・イライラ度・疲労度・進捗を記入し、支援者がコメント。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

診察等がある方については、相談時に状況を確認する。

4 家族や関係機関との連携

日報を確認して、家庭生活でストレスが溜まっている場合は相談支援事業所にも協力依頼する。

5 その他

- ・就職活動支援として求人検索と一覧表の作成。履歴書・職務経歴書の作成支援を行っている。個人情報が多いため、Dropbox を利用して内容確認などを行っている。
- ・在宅支援を行っている他事業所の例を参考にしている。http://vocouncil.org/home_cases.html

在宅でのサービス提供の支援事例

【障害者就業・生活支援センターや各自治体が独自に設置している就労支援施設など①】

<支援において特に留意した点> ○不要不急以外は原則対面を避けて支援 ○通常時より多めに電話で状況確認を行い、電話での相談体制を強化 ○利用者・家族・企業から対面での直接支援やケース会議等の要請があれば、感染予防対策を行った上で実施	
1 在宅利用者に対する支援内容	
(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供 特になし。	
(2) 就労支援の実施 課題の提供を伴う支援は特に実施していない。	
2 利用者の体調管理に関する支援	
	<ul style="list-style-type: none">・これまで受診同行の支援を行っていた利用者には単独での受診を促す一方で、医療機関に対して受診前に利用者の近況や相談内容を伝えると共に、受信後に受診結果について情報共有している。・新型コロナウイルスの影響による情勢不安から、服薬に課題が見られた利用者に対し、自宅に出向いて感染予防に配慮の上、服薬指導を実施した。・電話による体調確認と体調管理に関する助言を行っている。
3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）	
	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルスの影響による環境変化に伴う不安の訴えが多く、その都度傾聴し、ストレスへの対処法等の助言を実施している。・就職先の休業などにより、自宅待機となった利用者から収入減によって生活が困難になるとの相談があり、対応している。
4 家族や関係機関との連携	
	<ul style="list-style-type: none">・家族からの要望があればその都度相談を実施。その際利用者の生活面について情報提供いただく。・通常は企業訪問による定着支援を実施しているが、感染拡大予防の観点から基本的に電話で対応を行っている。企業から訪問による支援要請があれば感染予防対策を十分した上で訪問支援を実施。・上記2にもある通り、利用者の体調・健康管理については医療機関と連携し対応し、必要に応じて企業や家族に情報提供を行っている。
5 その他	
	<ul style="list-style-type: none">・関係機関に連絡を取った際、その事業所の新型コロナウイルス感染予防対策の聞き取りを行う。内容をリストにまとめ、圏域の情報把握に努めている。

在宅でのサービス提供の支援事例

【障害者就業・生活支援センターや各自治体が独自に設置している就労支援施設など②】

＜支援において特に留意した点＞

○一人ひとりの小さなストレスサインを見逃さず、在宅にいても「ひとりじゃない、みんな一緒」だと感じられるような支援を実施

○個別支援の視点を持ち、利用者の状態、時間の経過にあわせて課題を柔軟に変更

1 在宅利用者に対する支援内容

(1) 生産活動（賃金・工賃につながる活動）の提供

- ・小さい花や野菜の苗などを寄せ植えにし、自宅で世話をしながら販売できるように育てる。
- ・自宅作業が困難な者の個別作業として農園での自主生産品（しいたけ、キクラゲなど）の栽培。
- ・内職作業の部材（折作業を500枚）を提供し、次の日に納品（または引き取り）。

(2) 就労支援の実施

【作業課題】WEBを使った就労支援ツール（knowbe）を使用したPC訓練、電卓を使用して計算する課題、幕張ワークサンプル（数値チェック）、自主生産品のラベル作成（ハサミで切る、折る、穴をあける、ひもを付ける）等、成果物は郵送あるいは引き取りで提出。

【学習課題】履歴書の下書き（自分の経歴を整理する）、面接で想定質問を作成、計算・漢字などのドリル課題、自分の良いところを100個あげて（人にも聞く）自己理解を深める課題、読書感想を文章で伝える練習、手話の習得、利用者講座（自分の趣味や興味を発表）に向けた資料調べ。

【生活課題】散歩中に咲いている花の写真や歩いた歩数を報告、昼食などを調理して、写真に撮り報告、洗濯・掃除などを行い、家族やグループホームの方からの評価を報告。

(参考) ある利用者の日課

9:00～	9:30～	10:30～	11:00～	12:00～	13:00～	15:30～	16:00～
電話報告	漢字のプリント	休憩	散歩	昼休憩	お皿洗い、掃除	電話報告、振り返り	終了

2 利用者の体調管理に関する支援

- ・毎日、振り返りシートに体温や気分を記入、毎日の睡眠時間をもとにグラフ化する。

3 事業所が実施した相談支援（対応している相談内容等）

- ・ハローワーク認定日の申請書類など、自力では記入する事が難しい書類に関する相談の電話や、必要によっては短時間の来所による記入援助などの支援。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響によるストレス（人との関わりが少なくなったことの孤独感、隣人の生活音、感染拡大に対する不安、経済的な不安等）に関する相談。

4 家族や関係機関との連携

- ・電話連絡が苦手な利用者についてはグループホームや家族等に協力いただき、電話連絡等のサポートをしてもらっている。

5 その他

- ・重要なのは利用者との「気持ちの繋がり」、「外出できないことに対するストレス」への対応、さらには「家族との関係が悪化したケース」等個別対応であり、必要最低限で対面による支援も取り入れる。
- ・利用者からの一日2回以上の定時連絡の状況なども利用者のアセスメントの材料としている。

令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」

- 通所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合等において、**利用者の居宅等でできる限りの支援の提供**を行ったと市町村が認める場合には、**通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の算定を可能**とする。

令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」

- **就労継続支援A型の賃金支払い**について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、災害その他やむを得ない理由がある場合と見なして、**自立支援給付費を充てることを可能**とする。
- **就労継続支援B型の基本報酬の算定**について、前年度に代えて**前々年度の平均工賃月額を算定区分とすること等を可能**とする。
- **就労継続支援、就労移行支援の利用**について、事業所が在宅でのサービス提供が可能である場合には、**在宅でのサービス利用を柔軟に認めることを可能**とする。

令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）」

- **就労継続支援A型の経営改善計画**について、都道府県等が認める場合には、その**策定の猶予を可能**とする。
- **就労継続支援B型の工賃の支払い**について、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合には、**自立支援給付費を充てることを可能**とする。

令和2年3月9日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」

- **就労定着支援の報酬算定（要件：月1回以上の対面による支援）**について、やむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、**電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることを可能**とする。
- **在宅によるサービス利用**について、障害特性によらず、**通所を控えるなどの場合にも柔軟に認める**ことを可能にする。また、適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、**在宅によるサービス利用の要件の一部を適用しない**など柔軟な取扱いを可能とする。

令和2年4月13日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」

- **就労継続支援事業B型の利用に係る就労アセスメント**について、市町村において就労面に係る課題等の把握がされていれば、就労アセスメントと**同等の情報収集として取り扱うことを可能**とする。
- **就労継続支援事業A型等の暫定支給決定**について、暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても**できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断することなどを可能**とする。
- **年度内に就労移行支援の利用期間の終了を迎える者**について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことの場合においては、**最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することを可能**とすること。
- **就労継続支援A型の基本報酬の算定**について、前年度に代えて**前々年度の平均労働時間を算定区分とすること等を可能**とする。

※ 上記は主だったものを簡略化して記載したものであるため、詳細は各事務連絡を確認いただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける柔軟な取扱い（サービス別）

共通事項

基本報酬の算定	通所（又は対面）での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合等において、利用者の居宅等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の算定が可能（2月20日付け事務連絡（第2報）*）
---------	---

*令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」

就労継続支援 A 型

基本報酬の算定区分	前年度に代えて前々年度の平均労働時間を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1、4報）
賃金の支払い	生産活動収入の減少が見込まれるときには、災害その他やむを得ない理由がある場合と見なして、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第1報）
経営改善計画の策定	都道府県等が認める場合には、その策定の猶予が可能（就労系第2報）
暫定支給決定*1	暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能（就労系第4報）
在宅でのサービス利用*2	適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、在宅によるサービス利用の要件の一部を適用しないなど柔軟な取扱いが可能（就労系第1、3、4報）

就労継続支援 B 型

基本報酬の算定区分	前年度に代えて前々年度の平均月額工賃を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1報）
工賃の支払い	新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第2報）
就労アセスメント	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされていれば、就労アセスメントと同等として取り扱って差し支えないこと（就労系第4報）
在宅でのサービス利用	*2と同じ

就労移行支援

支給決定期間の更新	年度内に利用期間が終了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことの場合においては、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能（就労系第4報）
暫定支給決定	*1と同じ
在宅でのサービス利用	*2と同じ

就労定着支援

基本報酬の算定 （月1回以上の対面支援）	対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能（就労系第3報）
-------------------------	---

※ 上記は主だったものを簡略化して記載したものであるため、詳細は各事務連絡を確認いただくようお願いします。

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第7報）

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表され、障害福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されています。

この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和元年10月15日付厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、

- ・ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- ・ サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

このほか、都道府県等から寄せられたご質問について、別添のとおり回答をお示しいたしますので、運用に当たり御参照いただくようお願いいたします。

なお、この事務連絡はこれまでの取扱い（第1報から第6報）をまとめたものであり、下線部等が新規追加等の箇所です。

また、就労系障害福祉サービス及び放課後等デイサービスの取扱いについては、本事務連絡のほか、当該サービス毎の別途事務連絡でもお示ししています。

【厚生労働省ホームページ】

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

【全般】

問1 「サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合」の判断は、福祉部局の判断でよいか。

(答)

お見込みのとおり。ここでいう判断とは、衛生管理の観点ではなく、近隣で新型コロナウイルス感染症の発症例が確認されており、住民の警戒が高まっている場合等、地域の状況を踏まえた判断を想定している。

問2 感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業している場合であって、利用者の居宅等においてできる限りの支援を実施した場合には、報酬の対象とすることが可能か。

(答)

本来、社会福祉事業は、事業を継続することが基本であり、自主的な休業は想定されないが、今般の事情に鑑み、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから自主的に休業することとした場合であっても、事業所が休業する旨市町村へ報告した上で、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とする。

なお、事業所から市町村への休業する旨の報告は、事前に行われることが望ましいが、緊急やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではない。

問3 「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合」と感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業している場合の違いは何か。

(答)

「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合」は、地域の状況や事業所からの相談を踏まえた上で、個々の事業所又は特定地域の事業所に対し、市町村が休業の要請を行うことが想定される。

一方で、市町村からの休業要請はなくとも感染拡大防止の観点から事業所が自主休業する場合は、個々の事業所による当該事業所における対応に限られる。

問4 感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービス事業所におけるサービスの提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅等のできる限りの支援を両方行うこととし、これら①と②のサービスを適宜組み合わせることも可能か。

(答)

可能である。

問5 今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、グループホーム、障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者が、感染防止の観点から自宅に戻って生活する場合において、グループホームや障害児入所施設の職員が自宅への訪問や電話等によりできる限りの支援を実施した場合には、報酬の対象とすることが可能か。

(答)

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、グループホーム、障害者支援施設及び障害児入所施設の職員が訪問や電話等によるできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として差し支えない。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者の家族の希望等により自宅において生活する場合のほか、事業者が自宅で受け入れが可能な利用者に自宅での生活をお願いする場合も考えられるが、当該事業者が、

- ・利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、
- ・家族の支援等により自宅での受け入れが可能であることを確認する必要のあることに留意すること。

なお、通所サービスについても、できる限りの支援の提供を行ったと認める支援の方法は同様の取扱いとする。

問6 人員配置に係る加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に要件を満たさなくなる場合でも算定は可能か。

(答)

基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算(※)について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の(新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく)加算を算定することは可能である。

(※) 算定可能である加算の例

サービス名	加算名
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	特定事業所加算
療養介護	人員配置体制加算 福祉専門職員配置等加算
生活介護	人員配置体制加算 福祉専門職員配置等加算 常勤看護職員等配置加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
短期入所	常勤看護職員等配置加算
施設入所支援	夜勤職員配置体制加算 夜間看護体制加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	福祉専門職員配置等加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
就労移行支援	福祉専門職員配置等加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

	就労支援関係研修修了加算
就労継続支援A型	福祉専門職員配置等加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 賃金向上達成指導員配置加算
就労継続支援B型	福祉専門職員配置等加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 目標工賃達成指導員配置加算
就労定着支援	職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算
自立生活援助	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助	福祉専門職員配置等加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
計画相談支援、障害児相談支援	特定事業所加算 行動障害支援体制加算 要医療児者支援体制加算 精神障害者支援体制加算
児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス	福祉専門職員配置等加算
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問 支援	訪問支援員特別加算
福祉型障害児入所施設	福祉専門職員配置等加算 職業指導員加算
医療型障害児入所施設	福祉専門職員配置等加算

問7 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に送迎加算の要件を満たさなくなった場合でも送迎加算の算定は可能か。

(答)

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、送迎加算について、一時的に利用者数の要件（1回の送迎につき平均10人以上の利用等）を満たさなくなった場合であっても、当該加算の算定は可能である。

【訪問系サービス】

問8 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問系サービスを提供するにあたり、利用者・家族及びヘルパーへの感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合においても報酬を算定してよいか。

(答)

居宅介護、同行援護及び行動援護については、個別支援計画等に定められた内容のうち、障害者等の地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、サービス提供が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定することとして差し支えない。

重度訪問介護についても同様の場合においては、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、サービス提供が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定することとして差し支えない。

問9 訪問系サービスについて、通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合は基準違反となるのか。

(答)

基本的には、相談支援事業所等が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましいが、やむを得ず指定等基準を満たすことが出来なくなった場合であっても、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事することとして差し支えない。

問10 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「留意事項通知」という。)第2の2(1)①において、「指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。」とされているが、30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響により、例えば週末前の買い物において混雑により時間を要し、実際の家事援助の時間が30分を大きく超えた場合、実際に要した時間の単位数の算定は可能か。

(答)

外出自粛要請等の影響により、家事援助の内容に時間を要して30分を大きく超えた場合には、実際に要した時間の単位数を算定する旨を利用者に説明し、同意が得られ、かつ相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で市町村が必要と認めるときには、算定が可能である。なお、この場合、居宅介護計画は事前・事後に関わらず、適宜必要な変更を行うこと。

また、重度訪問介護、同行援護及び行動援護において、利用者の買い物に同行して支援を行う場合についても同様である。

問11 「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日付障発第0130001号社会・援護局障害保健福祉部長通知)における居宅介護職員初任者研修等について、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する観点から、受講者が一堂に会した講義に代えて、通信の方法による講義を行うことは可能か。

(答)

居宅介護職員初任者研修等(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る研修。)については、従前より講義(科目内において演習と併せて実施される講義を除く。)を通信の方法によることを妨げていないが、新型コロナウイルス感染症拡大

防止の観点から、通信の方法による講義の実施について検討していただきたい。

なお、演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習（アクティブラーニング）の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。

- ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。
- ②演習では、グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。
- ③演習では、講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。
- ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限度の人数を単位とすること。
- ⑤担当する講師又は事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。

問 12 居宅介護等の特定事業所加算等の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない代替手段をもって開催の扱いとすることは可能か。

（答）

可能である。

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）においては、「令和元年度台風第19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和元年10月15日付厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考に示しているところ、当該事務連絡では、「特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」について、「今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能である。」としている。

この考え方を参考に、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応することも可能である。

問 13 問9において、「通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合」には、「当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事することとして差し支えない」としているが、この場合に限定されるのか。

(答)

問の場合に限らず、個別の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にヘルパーの資格を持った人を確保出来ないとし、市町村が判断する場合は、幅広く認められる。

なお、「他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者」には、ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。

問 14 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの柔軟な取扱いとして、同行援護等について、ヘルパーが単独で買い物の代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とできるか。

(答)

買い物の代行や薬の受け取りの代行等は居宅介護の家事援助のサービスで可能であるが、居宅介護の支給決定を受けていない利用者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等他の手段では代替できない場合は、報酬の対象とすることも可能である。

問 15 留意事項通知第2の2(1)③において、居宅介護について「単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。」とあるが、新型コロナウイルス感染症による影響により、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用者の通所系サービス等の利用控えなどから、訪問の頻度を増やす必要があることを理由に、サービスとサービスとの間隔が概ね2時間未満となる場合、それぞれの所要時間を合算せず、報酬を算定する取扱いが可能か。

(答)

可能である。

また、同行援護においても同様である。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)により、通所サービスの事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行うことを可能としているが、当該訪問によるサービスから概ね2時間未満の間隔で指定居宅介護等、又は当該訪問によるサービスが行われた場合であっても、それぞれのサービスについて報酬を算定する。

問 16 留意事項通知第2の2(2)⑥(二)において、熟練した重度訪問介護のヘルパーによる同行支援について「区分6の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間とする。ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。」とあるが、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により、事業所等において新人のヘルパーが増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき、3人の従業

者を超えて算定することは可能か。

(答)

新型コロナウイルス感染症対応の重要性に鑑み、可能である。

【生活介護】

問 17 生活介護において、居宅等のできる限りの支援をした場合、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えることがある。この場合、短時間の利用者が増加することはやむを得ないとし、短時間利用減算を適用しない取扱いとすることは可能か。

(答)

差し支えない。

【施設入所支援】

問 18 施設入所支援を実施している事業所において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合などに、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算の要件である配置職員とみなすことは可能か。

(答)

可能である。このとき、請求事務に支障が生じないように、指定権者に対し速やかに連絡しておく必要がある。

また、この場合、当該加算で得る報酬の取扱いについて、応援職員の派遣元と協議しておくことが望ましい。

【共同生活援助】

問 19 グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業要請を受けた場合の対応如何。

(答)

グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業要請を受けた場合等においては、以下の臨時的な取扱いを認めて差し支えないので、利用者の意向も踏まえつつ、個々の利用者の状況や地域の実情に応じた必要な支援について願います。

なお、本取扱いは当該障害福祉サービス事業所が感染防止の観点から自主的に休業する場合も含め対象となること。

(日中支援加算等の臨時的取扱い)

グループホームの職員が、入居者に対して昼間に必要な支援を行った場合、心身の状況等により日中活動サービスを利用できない場合と同様に当該サービスを利用できない期間が月に3日以上ある場合においては、グループホームの「日中支援加算(Ⅱ)」の算定対象として差し支えない。

この際、緊急的な対応が必要なため、事前に体制届を提出することが困難な場合は、まずは当該指定権者にその旨を電話等により連絡することをもって、事後の提出を認めて差し支えない。

他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、障害福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として差し支えない。

なお、日中支援加算と上記については、いずれか一方の算定とすること。このため、あらかじめグループホームと通所先の障害福祉サービス事業所との間で、当該者への日中の支援の対応や役割等について情報共有すること。また、グループホームと通所する障害福祉サービス事業所の両方による昼間の支援がなされる場合は、いずれか1ヶ所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能である。

※ 国保連の障害審査支払等システム上、グループホームの日中支援加算と通所先の障害福祉サービス事業所の基本報酬の両方の算定ができてしまうことから、重複算定とならないよう留意すること。

(移動支援事業の臨時的取扱い)

移動支援事業による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えない。(令和2年3月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡参照)

問 20 グループホームから自宅に戻った者への支援に対する各種加算の取扱い如何。
--

(答)

グループホームから自宅に戻った者に支援を行う場合についても、以下により取り扱って差し支えない。

・医療連携体制加算

医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅳ）については、医療機関等との連携により障害者に対して看護等を行うこと等を要件としているが、看護職員等が自宅を訪問して支援を行う場合であってもその他の要件を満たす場合は算定可。

医療連携体制加算（Ⅲ）については、看護職員が自宅への訪問又は ICT 機器を用いるなどして、自宅を訪問した認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合も算定可。

医療連携体制加算（Ⅴ）については、体制による加算であるため、自宅における利用者についても算定可。

・夜間支援等体制加算

夜間支援等体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）については、夜勤職員又は宿直職員による自宅への訪問による介護や定期的な巡回による支援がなされる場合についても算定可。

夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、体制による加算であるため、自宅における利用者についても算定可。

・ 重度障害者支援加算

重度障害者支援加算の対象者について、自宅への訪問や電話等による必要な支援がなされる場合についても算定可。

問 21 グループホームにおいて、新型コロナウイルス感染者が発生した場合などに、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合についても、当該グループホームへの夜間支援等体制加算を算定して差し支えないか。

（答）

算定して差し支えない。このとき、請求事務に支障が生じないように、指定権者に対し速やかに連絡しておく必要がある。

また、この場合、当該加算で得る報酬の取扱いについて応援職員の派遣元と協議しておくことが望ましい。

問 22 地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面や訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も算定してよいか。

（答）

算定して差し支えない。

【相談支援】

問 23 上記問 10 の場合において、相談支援専門員がサービス提供責任者との間で実施した必要な連携については、仮にモニタリング実施月でない月に実施した場合であっても、継続サービス利用支援費として報酬上算定することはできるか。

（答）

必要な連携の内容がモニタリングとして評価できるものと市町村が認めるときについては、継続サービス利用支援費として算定可能である。

また、問 10 の場合に限らず、新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合についても、同様に継続サービス利用支援費として算定可能である。

問 24 問 23 のように、モニタリング実施月でない月に実施したモニタリングは、取扱件数に含めるか。

（答）

取扱件数に含めないこととする取扱いが可能である。

問 25 退院・退所加算についてどのような取り扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、当該施設の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である。

問 26 医療・保育・教育機関等連携加算についてどのような取り扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、福祉サービス等を提供する機関の職員等との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である。

問 27 サービス担当者会議実施加算については、既に電話や文書等によることが可能とされたが、他にどのような取り扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者会議の開催方法について、テレビ会議等による遠隔会議によることも可とする。

※ サービス担当者への電話や文書等の照会によってサービス担当者会議を行うことを可能とすることについては、令和2年2月25日事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」）において通知済。

問 28 計画相談支援におけるモニタリングについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことが可能とされた（※）。サービス利用支援における、アセスメントに係る居宅等への訪問についても、同様に取り扱うことが可能か。
※「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」（令和2年2月25日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

(答)

お見込みの通り。

ただし、居宅等への訪問は、利用者及びその家族との間の信頼関係、協働関係の構築や、生活全般の状態、解決すべき課題の把握のために重要であることから 電話等による対応を行う場合は、事前に利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、居宅等への訪問が可能となった際には、モニタリング実施月でない場合であっても、居宅等への訪問に努めること。

なお、障害児相談支援についても同様に取り扱うことが可能である。

【その他】

問 29 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (令和2年3月31日)において、「令和2年4月分の福祉・介護職員処遇改善加算又は特定処遇改善加算を取得しようとする障害福祉サービス事業所等は、令和2年4月15日までに障害福祉サービス等処遇改善計画書を提出する」こと

とされているが、新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの提出が難しい場合、どのような対応が可能か。

(答)

新型コロナウイルス感染症への対応により、期限までの提出が難しい場合、指定権者に対し、4月15日までに、

- ・新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの計画書の提出が難しいこと
- ・要件を満たし算定を行う福祉・介護職員処遇改善加算等又は特定処遇改善加算の区分

を説明することで、4月サービス提供分より算定することが可能である。この場合、本年7月末までに計画書を提出すること。なお、計画書の提出時点において、算定区分が異なる場合等は、過誤処理を行うこととなる。

なお、5月、6月又は7月サービス提供分から算定する場合についても、これに準じて柔軟な取扱いが可能である。この場合、計画書の提出は本年7月末までに行うこと。

問 30 令和元年度に取得した処遇改善加算等について、事業所の休業等により、賃金改善実施期間内の処遇改善が困難な場合、及び令和元年度の実績報告書について、新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの提出が難しい場合、どのような対応が可能か。

(答)

新型コロナウイルス感染症への対応により、令和元（平成31）年度の計画書の賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、指定権者の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて、従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。ただし、この場合、特別事情届出書を届け出る必要がある。

また、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、都道府県等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の状況を踏まえ、指定権者の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。

「警告」から「エラー（返戻）」へ移行する エラーコード一覧 （令和2年11月審査）

要旨

- ・平成30年度の障害者総合支援法の改正により、各事業所に各市町村から支払われる介護給付費・訓練等給付費の請求について、国保連合会の点検機能が強化された。
- ・従来までは、請求の誤りについて、エラーと警告の2段階で判断され、一定のエラーについてのみ支払われない状態で市町村に送られていたが、警告は、警告、警告（重度）及び警告（エラー移行対応）の3つに分かれている。
- ・警告のうち、明らかにデータ間に不整合があるものが順次、警告からエラーに移行している。
- ・今年度、第3段階として令和2年11月審査（10月サービス提供分）から新たに警告からエラーに移行予定。移行予定のコードにはエラーメッセージの文頭に『★』が付されている。
- ・エラーとなれば市町村が行う二次審査を通過できないため、エラーとならないよう、請求に注意いただきたい。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

別添資料1

「警告」から「エラー(返戻)」へ移行するエラーコード
一覧(令和2年11月審査対応)

令和2年3月17日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

警告からエラー(返戻)への移行について

(1) 概要

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー(返戻)」に移行する。
 なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとし、平成30年度においては、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、平成30年11月審査分(10月サービス提供分)より、「エラー(返戻)」に移行する対応を実施した(第一段階の実施)。
- 令和元年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合があるもの等について、令和元年11月審査分(10月サービス提供分)より、「エラー(返戻)」に移行する対応を実施した(第二段階の実施)。
- 令和2年度においては、第一段階及び第二段階でのエラー移行を見送ったもの(請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等)について、チェックの見直し等を行った上で、令和2年11月審査分(10月サービス提供分)より、「警告」から「エラー(返戻)」への移行を行う予定(第三段階)。
 また、令和2年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に★を付与する。

🚩 : 障害審査支払等システムのリリース

No	時期	対応内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	第一段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	🚩 5月					
2		警告からエラーに移行	📢 事業所への周知 警告(★)	🚩 11月				
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加		🚩 11月		🚩 5月		
4		警告からエラーに移行		📢 各種台帳情報の整備 警告(※)	📢 事業所への周知 警告(★)	🚩 11月		
5	第三段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加					🚩 5月(予定)	
6		警告からエラーに移行		📢 各種台帳情報の整備 警告(※)			📢 事業所への周知	🚩 11月(予定) 警告(★) エラー

※: 警告
★: 警告(エラー移行対象)

警告からエラー(返戻)への移行について

(2) 第三段階(令和2年11月予定)の移行対象エラーコード(案)一覧

○ 第三段階(令和2年11月予定)の移行対象エラーコード(案)を以下に示す。

メッセージ欄には、「★」を付与した令和2年5月審査時点のエラーメッセージを記載している。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EE26	★受付:当該サービスの報酬に該当する事業所との契約情報が存在していません
2	EG50	★資格:受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります
3	EG61	★資格:該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
4	EJ29	★受付:日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています
5	EL14	★受付:請求明細書の「入院日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています
6	EL15	★受付:請求明細書の「外泊日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています
7	PA41	★資格:受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です
8	PB14	★受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
9	PB15	★受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
10	PB21	★受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません
11	PB23	★受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求ではありません
12	PB37	★受付:事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません
13	PB38	★受付:事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求ではありません
14	PC06	★受付:事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
15	PC13	★受付:事業所台帳の「共生型サービス対象区分」が「該当」のため、算定できません
16	PC18	★受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません
17	PC19	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません

警告からエラー(返戻)への移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
18	PC20	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません
19	PC21	★受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード1」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
20	PC22	★受付:事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
21	PJ24	★資格:受給者台帳に有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または食事提供加算に係る受給者の認定内容に該当する請求ではありません
22	PJ58	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
23	PJ59	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
24	PK02	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
25	PK16	★受付:障害児施設台帳の「共生型サービス対象区分」が「該当」のため、算定できません
26	PK23	★受付:障害児施設台帳の「共生型サービス・共生型サービス体制強化加算区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」以外のため、関係機関連携加算Ⅰは算定できません
27	PK25	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません
28	PK26	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
29	PK27	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません

※ エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる。

警告からエラー(返戻)への移行について

- また、以下に示すエラーコードは審査内容の拡充及び第三段階でのエラー移行に向け、令和2年5月審査(令和2年4月サービス提供分)より新たに追加予定のエラーコードである。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EQ17	★受付:看護職員加配加算(重症心身障害児を除く)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
2	EQ19	★受付:共生型サービス体制強化加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
3	EQ20	★受付:強度行動障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
4	EQ25	★受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
5	EQ26	★受付:サービス管理責任者配置等加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
6	EQ27	★受付:医療的ケア対応支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EQ28	★受付:重度障害児・障害者対応支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EQ29	★受付:定員超過特例加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EQ30	★受付:夜勤職員加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EQ31	★受付:精神障害者地域移行特別加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EQ32	★受付:強度行動障害者地域移行特別加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EQ33	★受付:社会生活支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EQ34	★受付:個別計画訓練支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EQ35	★受付:通勤訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EQ36	★受付:在宅時生活支援サービス加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EQ37	★受付:賃金向上達成指導員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EQ38	★受付:特別地域加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	EQ39	★受付:同行支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
19	EQ40	★受付:企業連携等調整特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

警告からエラー(返戻)への移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
20	EQ41	★受付:就労定着実績体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	EQ42	★受付:職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	EQ50	★受付:看護職員加配加算(重症心身障害児)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	EQ51	★受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	PC16	★受付:事業所台帳の「指定管理者制度適用区分」が「該当」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
25	PC24	★受付:事業所台帳の「法人等種別」または「指定管理者制度適用区分」の登録内容に該当する請求ではありません
26	PK30	★受付:障害児施設台帳の「指定管理者制度適用区分」が「該当」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
27	PK31	★受付:障害児施設台帳の「送迎加算(重度)の有無」が「無し」のため、送迎加算(重症心身障害児)は算定できません
28	PQ84	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計を超えています
29	PQ85	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計を超えています
30	PQ86	★支給量:重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票の算定回数の合計を超えています
31	PQ87	★支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」を超えています
32	PQ88	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 その他サービス合計単位数」を超えています
33	PQ89	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 短期入所合計単位数」を超えています
34	PQ90	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 共同生活援助合計単位数」を超えています
35	PQ92	★支給量:請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」を超えています
36	PQ93	★支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」を超えています
37	PQ94	★支給量:請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」を超えています
38	PQ95	★支給量:請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数を超えています
39	PQ97	★支給量:請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」を超えています
40	PQ98	★支給量:請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」を超えています

警告からエラー(返戻)への移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
41	PQ99	★支給量:請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」を超えています
42	PR01	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」を超えています
43	PR02	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」を超えています
44	PR03	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(視覚)の「回数」の合計が実績記録票の自立訓練の訪問型(視覚)の算定回数の合計を超えています
45	PR04	★支給量:請求明細書の短期滞在加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「短期滞在加算(回)」を超えています
46	PR05	★支給量:請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数を超えています
47	PR06	★支給量:請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数を超えています
48	PR07	★支給量:請求明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」を超えています
49	PR08	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数を超えています
50	PR09	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数を超えています
51	PR10	★支給量:請求明細書の緊急時支援Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援Ⅰの算定回数の合計を超えています
52	PR11	★支給量:請求明細書の緊急時支援Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援Ⅱの算定回数の合計を超えています
53	PR13	★支給量:請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算(回)」を超えています
54	PR14	★支給量:請求明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」を超えています
55	PR15	★支給量:請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数を超えています
56	PR16	★支給量:請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数を超えています
57	PW55	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」かつ食費の単価が未設定の場合、「各小計 食事(円)」は設定できません
58	PW58	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」かつ光熱水費の単価が未設定の場合、「各小計 光熱水費(円)」は設定できません
59	PW59	★受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値を超えています
60	PW61	★受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(回)」が未設定の場合、実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」は設定できません

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる。

障害福祉サービスの質の向上について

要旨

①事故報告について

(基本的事項)

- ・ 事業所で事故が起こった場合、市町村と保健所に速やかに報告を行うこと。
- ・ 事故報告が必要なケース等の詳細は資料の「障害福祉サービス等により事故が発生した場合の京都府、市町村等への報告について」を参照。
- ・ 事故報告の様式は「事故報告書（様式）」を参照。
- ・ 事業所の過失の有無を問わず、医療機関での治療を要するものは報告すること。

②集団感染が起こった場合の報告について

(基本的事項)

- ・ 事業所で集団感染症が起こった場合には市町村と保健所に速やかに報告を行うこと。
- ・ 集団感染の状況について、マスメディア等への公表を行うケースがある。
- ・ 報告が必要なケース、公表が必要なケース等の詳細は資料の「施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準」を参照。
- ・ 報告の様式は感染症の種類により異なる。集団感染が疑われた場合は報告様式を含めて保健所の指示を仰ぐこと。
- ・ 公表の目的は感染についての正確な情報を府民に発信することであり、罰則や告発を目的としたものではないことから、自主的に行うことが望ましい。

(重要事項)

- ・ 京都府の「レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例」を一部改正。令和2年4月1日より施行。入浴施設に設置される利用者の入浴の用に供する施設が本条例の対象であり、基準違反は入浴施設の使用停止命令となる。改正を踏まえて新基準での水質検査を行うこと。

③虐待の状況とその防止について

(基本的事項)

- ・ 従業員による虐待防止への対策だけでなく、養護者の虐待についても目を向けていただき、早期の通報をお願いします。
- ・ 添付資料の「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」は厚生労働省が虐待防止のため及び虐待が起こってしまった際の適切な対応についてまとめたものである。添付の資料は特に重要な点を抜粋した。
- ・ 障害者虐待防止法では、虐待を発見した際の通報が義務化されている。従業員にも通報の義務がある旨を周知徹底願うとともに、通報したことを理由にした不利益な取扱い（例：解雇等）は法律で禁止されていることを承知願う。
- ・ 正当な理由なく障害者の身体を拘束することは身体的虐待行為であるが、やむを得ず身体拘束を行う場合、「切迫性」「非代替性」「一時性」を確認し、最も制限の少ない方法・拘束時間とするよう検討すること。その決定については、組織として慎重に行い、本人や家族への説明を行うこと。平成30年から身体拘束廃止未実施減算が新設されていることを承知願う。

障害福祉サービス等により事故が発生した場合の 京都府、市町村等への報告について

平成26年4月30日
京都府健康福祉部
介護・地域福祉課

障害福祉サービス等を提供する事業所等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）等により、利用者に対する障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合には、京都府等に報告を行うこととしておりますが、その取扱いについて、下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

なお、市町村（支給決定権者）において、既に定めている報告様式がある場合には、既存の報告様式を使用して差し支えありませんが、京都府にも漏れなく報告いただきますようお願いいたします。

また、感染症や食中毒に関する報告については、引き続き所管保健所の指示に従い、別途報告が必要ですので申し添えます。

記

1 対象事業所（以下「事業所」という。）

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所
指定特定相談支援事業所
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設
指定障害児相談支援事業所
地域活動支援センター
福祉ホーム

※ 移動支援等、市町村が実施する地域生活支援事業については、本府への報告は必要ありませんが、各市町村への報告は必要です。

2 報告すべき事故の範囲

（1）事故の種類

ア 利用者の死亡

（ア）サービスの提供により利用者が死亡した場合

（イ）利用者の死亡原因に疑義がある場合

イ 利用者の怪我等

怪我等とは、サービスの提供により発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、入院又は医療機関での治療を要するものをいう（ただし、軽微な治療で済むため、

管理者が報告の必要を認めないものは除く。)

- ウ 利用者の保有する財物の損壊、滅失
- エ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの
- オ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

(2) 事故の原因

事業者の過失の有無を問わない。

(3) 事故発生時間帯

- ア サービス提供中の事故
- イ 利用者が事業所内に所在中の事故
- ウ 送迎中の事故
- エ 通院付添い中の事故

3 報告事項

(1) 報告年月日

(2) 事業所の概要

- ア 法人の名称
- イ 事業所番号、事業所の名称、サービス種別、所在地及び電話番号
- ウ 報告者の職名及び氏名

(3) 利用者の概要

- ア 氏名、性別、年齢、住所及び連絡先(電話番号)
- イ 受給者証番号、障害支援区分、障害者手帳等級及び特記事項

(4) 事故の概要

- ア 事故が発生した日時及び場所
- イ 事故の種別
- ウ 事故発生の経緯
- エ 事故後の対応

(5) 利用者及び家族への対応等

- ア 利用者の状況
- イ 利用者・家族等に対する連絡・説明
- ウ 損害賠償等の状況

(6) 事故の原因及び今後の改善策

4 報告先

- (1) 事業所を所管する京都府保健所及び利用者の支給決定を行った市町村に報告すること。
- (2) 京都府以外の市町村が支給決定を行った利用者の場合は、事業所を所管する京都府保健所のほか、支給決定を行った市町村の指示に従い報告すること。

5 報告の方法

- (1) 報告は、別添の「事故報告書」によること。ただし、既に事業所において必要項目が網羅された様式を作成している場合又は利用者の支給決定を行った市町村が定める様式がある場合は、これを使用して差し支えない。

(2) 緊急性の高いものについては、3の(1)の報告先に対し、速やかに電話による報告を行うとともに、その後事故報告書を提出すること。

6 所管保健所の対応

(1) 報告を受けた保健所は、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じ事業所に対し助言を行う。

(2) 事業所の改善計画や事故防止対策を確認し、適切な運営が行えるよう指導・助言を行う。

参 考

● 感染症又は食中毒に関する報告について

感染症又は食中毒が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長他連名通知)により、次のいずれかに該当する場合は、速やかに所管の保健所に連絡し、別途保健所から指示する様式により報告すること。

ア 感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 発症者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

障害福祉サービス等事業者における事故発生時の報告に係るQ&A
【報告すべき事故の範囲】

Q 1 創傷とは。

A 1 創傷とは、擦過傷、打撲傷、挫傷、裂創、切創、刺創(刺し傷)等をいう。

Q 2 利用者の保有する財物の損壊、滅失とは、どのような事例を想定しているのか。

A 2 派遣先で家具を壊した場合、訪問途上にひったくりや車上荒しの被害に遭い、サービス受給者証等の入った鞆等を盗まれた場合等を想定している。

Q 3 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を与えるものとは、どのような事例を想定しているのか。

A 3 利用者の預り金の横領や、送迎中における職員の交通ルール違反に起因する交通事故等を想定している。

Q 4 事業者の過失の有無を問わないとは、どのような事例を想定しているのか。

A 4 利用者間の喧嘩、無断外出、送迎中の追突等、第三者や利用者自身に主たる原因があるものも含むという趣旨である。

Q 5 災害が発生した場合は、どのように報告すればよいか。

A 5 別添の社会福祉施設等の被災状況により報告いただきたい。

Q 6 個人情報の漏えい（紛失、盗難等）については、どのように報告すればよいか。

A 6 特に様式は定めないが、以下の項目について速やかに所管の保健所に報告し、その指示に従うこと。

- ① 基本情報（事業所名、サービス種別）
- ② 具体的内容（経過（漏えい又はその事実を把握した日時、場所）、漏えい内容）

事故報告書記入上の留意点

※ 事故の原因及び今後の改善策については、当該職員等個人の反省や感想等でなく、事業所としての原因アセスメントを行い、今後の事故予防及び改善計画を記載すること。

京都府

保健所長 様
様 (市区町村長)

事業所(施設)名
管理者名

印

事故報告書

報告年月日 年 月 日

1 事業所(施設)の概要																													
法人の名称						事業所 番号																							
事業所(施設)の名称																													
事業所(施設)の所在地	京都府																												
電話番号	()	担当者氏名			職名																								
事故が発生した 事業(施設)の種類	<table border="0"> <tr> <td>1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護</td> <td>2 療養介護</td> </tr> <tr> <td>3 生活介護</td> <td>4 短期入所(ショートステイ)</td> </tr> <tr> <td>5 障害者支援施設</td> <td>6 異食</td> </tr> <tr> <td>7 自立訓練(機能・生活)</td> <td>8 就労移行支援</td> </tr> <tr> <td>9 共同生活援助(グループホーム)</td> <td>10 一般相談支援</td> </tr> <tr> <td>11 特定相談支援</td> <td>12 福祉型児童発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>13 児童発達支援事業</td> <td>14 放課後等デイサービス</td> </tr> <tr> <td>15 福祉型障害児入所施設</td> <td>16 医療型障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td>17 医療型児童発達支援センター</td> <td>18 保育所等訪問支援</td> </tr> <tr> <td>19 障害児相談支援</td> <td>20 地域活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>21 福祉ホーム</td> <td></td> </tr> </table>							1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	2 療養介護	3 生活介護	4 短期入所(ショートステイ)	5 障害者支援施設	6 異食	7 自立訓練(機能・生活)	8 就労移行支援	9 共同生活援助(グループホーム)	10 一般相談支援	11 特定相談支援	12 福祉型児童発達支援センター	13 児童発達支援事業	14 放課後等デイサービス	15 福祉型障害児入所施設	16 医療型障害児入所施設	17 医療型児童発達支援センター	18 保育所等訪問支援	19 障害児相談支援	20 地域活動支援センター	21 福祉ホーム	
1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	2 療養介護																												
3 生活介護	4 短期入所(ショートステイ)																												
5 障害者支援施設	6 異食																												
7 自立訓練(機能・生活)	8 就労移行支援																												
9 共同生活援助(グループホーム)	10 一般相談支援																												
11 特定相談支援	12 福祉型児童発達支援センター																												
13 児童発達支援事業	14 放課後等デイサービス																												
15 福祉型障害児入所施設	16 医療型障害児入所施設																												
17 医療型児童発達支援センター	18 保育所等訪問支援																												
19 障害児相談支援	20 地域活動支援センター																												
21 福祉ホーム																													
2 利用者																													
氏名																													
受給者証番号		性別	男	女	年齢	歳	障害支 援区分																						
住所					電話番号																								
障害者手帳	種別(身体・療育・精神) 手帳番号()		手帳等級		(1 2 3 4 5 6 級) (A ・ B)																								
特記事項																													
3 事故の概要																													
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分																												
発生場所																													
事故の種別 (複数の場合は最も 症状の重いもの)	<table border="0"> <tr> <td>1 死亡(死因:)</td> <td>2 骨折</td> <td>3 火傷</td> </tr> <tr> <td>4 創傷</td> <td>5 誤嚥</td> <td>6 異食</td> </tr> <tr> <td>7 薬の誤配</td> <td>8 財物の損壊・滅失</td> <td>9 従業員の法令違反</td> </tr> <tr> <td>10 交通事故(加害者又は自損の場合)</td> <td>11 交通事故(被害者の場合)</td> <td>12 その他()</td> </tr> </table>							1 死亡(死因:)	2 骨折	3 火傷	4 創傷	5 誤嚥	6 異食	7 薬の誤配	8 財物の損壊・滅失	9 従業員の法令違反	10 交通事故(加害者又は自損の場合)	11 交通事故(被害者の場合)	12 その他()										
1 死亡(死因:)	2 骨折	3 火傷																											
4 創傷	5 誤嚥	6 異食																											
7 薬の誤配	8 財物の損壊・滅失	9 従業員の法令違反																											
10 交通事故(加害者又は自損の場合)	11 交通事故(被害者の場合)	12 その他()																											
事故の経緯及び事 故後の対応																													

4 利用者及び家族への対応等					
受診した医療機関名		主治医の氏名		診断名	
利用者の状況 (病状・入院の有無等)					
利用者・家族等への連絡・説明 (連絡・説明の日時、方法、内容、連絡者、連絡した相手等)					
損害賠償等の状況					
5 事故の原因及び今後の改善策について					
事故の原因及び今後の改善策					
チェック (あてはまるもの全てに○)	1 本人等要因	a 疾病	b 機能低下	c 薬物処方	d 自傷 e 他害 f 利用者間トラブル g その他 ()
	2 介護者要因	a アセスメント不足	b 利用者の状況変化の情報の共有化不足	c 観察・見守り不足	d 安全確認不足 e 介護手順が守られていない f 不適切な介護姿勢 g 介護者の人数不足 h その他 ()
	3 環境要因	a 設備の不備	b 器具の不備	c 整理整頓の不備	d その他 ()
	4 不明				

記入欄に記入しきれない場合は、任意の別紙に記載・添付のうえ、提出してください。

施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準

平成 29 年 3 月 31 日制定

1 目的

施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の発生施設において、早期にその事実を明らかにし、施設利用者等に対して感染拡大防止のための注意喚起や予防行動の徹底を呼びかけることが感染症対策の観点からも極めて重要である。

また、発生施設にとっては、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害を未然に防止し、できるだけ早期に正確な情報を府民に提供することで施設への信頼に繋がることを期待される。

これらのことを踏まえ、施設内における集団感染等が発生した場合の報告・公表に関する基本的な考え方を整理し、報告・公表の基準を定める。

2 施設から保健所への報告の基準

施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の施設から保健所への報告の基準は、次のとおりとする。

施設の種類	報告の基準（次のいずれかに該当）	参考法令等
介護施設 福祉施設 〔保育所等通所施設を含む。〕	1 同一の感染症（疑いを含む）に死亡者又は重篤な患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合 2 同一の感染症の患者（疑いを含む）が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 3 1 及び 2 に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合	○ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 268 号） ○ 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長等通知）
医療施設	感染対策を実施した後、同一病棟（機関）で発症者（目安 10 名以上）又は因果関係が否定できない死亡者が確認された場合	○ 医療機関等における院内感染対策について（平成 26 年 12 月 19 日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
共通事項	感染症等発生時早期（疑いを含む。）に、拡大防止のために保健所の指導が必要と管理者等が認めた場合	○ 府独自規定

3 公表に関する指導の基準

(1) 公表の目的

多数の者が利用する施設で集団感染が発生した場合、施設が主体的に府民等に対して面会制限等施設内の感染拡大防止を周知・徹底するとともに、感染についての注意喚起を行うことにより、感染の拡大を防止することを目的とする。

(2) 公表の基準

公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。

なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。

- ① 施設内感染若しくは院内感染（疑いを含む。）による死亡者が報告された場合
- ② 介護施設・福祉施設については、感染対策を講じ、保健所への報告後に、重篤な患者を含む新たな発症者が概ね 10 名（目安：累計概ね 20 名）又は全利用者の概ね半数以上報告された場合
- ③ 通所系介護施設・福祉施設については、感染拡大防止のための事業休止を行った場合
- ④ 医療施設については、感染対策を講じ、保健所への報告後に、新たな発生が概ね 10 名以上（目安：累計概ね 20 名以上）報告された場合
なお、複数診療科を有する 300 床以上の入院施設については、同診療科の病棟において発生した感染者数とする。
- ⑤ ①～④にかかわらず、病原体の種類や感染力、感染の規模等を総合的に判断し公表が必要とした場合、又はその他社会的に影響が大きいと判断し公表が必要とした場合

(3) 公表の考え方

ア 施設が公表する場合の考え方

- ・ 施設が、集団発生した早い段階において主体的に正確な情報を提供し、早期に適切な対応を講じていることを府民に認識していただきことで、無用な不安を解消し、施設への信頼を高めることができる。
- ・ 公表に当たっては、保健所が施設にその趣旨を丁寧に説明し、罰則や告発として行うものではないことを理解いただき、適切な時期に施設が主体的に公表するよう助言する。

イ 京都府が公表する場合の考え方

上記について施設が対応しない場合であって、感染の拡大が依然認められると判断した場合は、施設名、所在地、施設種別、患者数等を公表する。

なお、施設には事前に内容等を伝達する。

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則改正について

京都府の「レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例」の施行規則が、国の衛生管理要綱の変更に伴い令和2年4月1日付けで一部改正されておりますのでお知らせします。

詳細は下記のURL（ワムネット）を参照。

<https://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26bb01kj.nsf/vWbCategory01/92A1C63E134678C94925854300100767?opendocument>

【対象事業所と効力】

障害者支援施設（及び地域活動支援センター、福祉ホーム）、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設の入浴施設に設置される利用者の入浴の用に供する施設が本条例の対象となり、基準違反は入浴施設の使用停止命令となります。

【改正点】

水質基準	改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L以下 ・大腸菌群は50mL中検出されないこと
	改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物（全有機炭素量（TOC）の量）は3mg/L以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L以下（原水等） ・大腸菌群は5検出されないこと（原水等）
	より高い精度の指標と検査方法を導入	
塩素消毒基準	改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度（最大1リットル中1.0ミリグラム）を保つこととする。
	改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度（モノクロラミン濃度）を頻繁に測定し、遊離残留塩素は1リットル0.4ミリグラム程度（最大1リットル中1ミリグラム）、結合残留塩素濃度（モノクロラミン）は1リットル3ミリグラム程度を保つこととする。
	高PH値に、消毒方法の選択肢を増	
検査方法	全有機炭素計測法を追加	

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き

平成30年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

目次

はじめに

I 障害者虐待の防止	5
1. 障害者虐待防止法の成立	5
2. 障害者虐待防止法施行後も続く障害者虐待の事案	5
II 障害者虐待防止法の概要	
1. 「障害者虐待」の定義	
(1) 障害者の定義	6
(2) 「障害者虐待」に該当する場合	6
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	7
3. 虐待行為と刑法	7
III 障害者福祉施設等の虐待防止と対応	
1. 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務	9
2. 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則	10
3. 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解	10
4. 虐待を防止するための体制について	
(1) 運営規程への定めと職員への周知	11
(2) 虐待防止委員会を設置する等の体制整備	12
(3) 虐待防止委員会の役割	12
(4) 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底	13
5. 人権意識、知識や技術の向上のための研修	13
(1) 考えられる研修の種類	13
(2) 研修を実施する上での留意点	15
6. 虐待を防止するための取組について	
(1) 日常的な支援場面等の把握	15
(2) 風通しの良い職場づくり	16
(3) 虐待防止のための具体的な環境整備	17
7. (自立支援) 協議会等を通じた地域の連携	20
IV 虐待が疑われる事案があった場合の対応	
1. 虐待が疑われる事案があった場合の対応	20
2. 通報者の保護	20
3. 市町村・都道府県による事実確認への協力	21
4. 虐待を受けた障害者や家族への対応	21
5. 原因の分析と再発の防止	22
6. 虐待した職員や役職者への処分等	22

V 市町村・都道府県による障害者福祉施設等への指導等	
1. 市町村・都道府県による事実確認と権限の行使	22
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	23
VI 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について	
1. 居室の確保に関する協力	23
2. 保護された障害者への対応	24
VII 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて	
1. 身体拘束の廃止に向けて	24
2. やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	25
(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件	25
(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き	26
3. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用	27
4. 身体拘束としての行動制限について	27
5. 行動障害のある利用者への適切な支援	
(1) いわゆる「問題行動」について	28
(2) 具体的な対応	29
(3) 強度行動障害を有する人等に対する支援者の人材育成について	31
○ 参考資料	
倫理綱領の例	33
行動指針の例	33
虐待防止啓発掲示物の例	34
障害者虐待相談・通報・届出先掲示物の例	35
職業性ストレス簡易調査票	35
施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト	37
社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定	44
職場内研修用冊子	48
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 （引用参考文献）	60 67

I 障害者虐待の防止

1. 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

2. 障害者虐待防止法施行後も続く障害者虐待の事案

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています（詳しくはP.9以降参照）。

しかし、法施行後も障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の報道が続いています。

○介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は事故として処理

県警は、障害者支援施設に入所中の身体障害者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士を逮捕した。男性は骨折等複数のけがを繰り返しており、日常的に虐待があった可能性もあるとみて調べている。

県警は、関係者からの相談で同施設を家宅捜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、当時の内部検証は甘く、管理体制についても問題があったということになる。入所者本人や家族におわびするしかない」としている。

※ その後、県警はさらに5人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の立ち入り調査に対し、5人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を防げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。

○職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告

障害児入所施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、当該施設の施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、当該施設の新規利用者の受入れを当分の間停止する行政処分と、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討等を求める改善勧告を出した。

県によると、施設長は立ち入り検査時には「暴行の報告はなかった」と説明。しかし、その後の調査に「報告があったことを思い出した。聞き取り調査したが虐待はなかった」と証

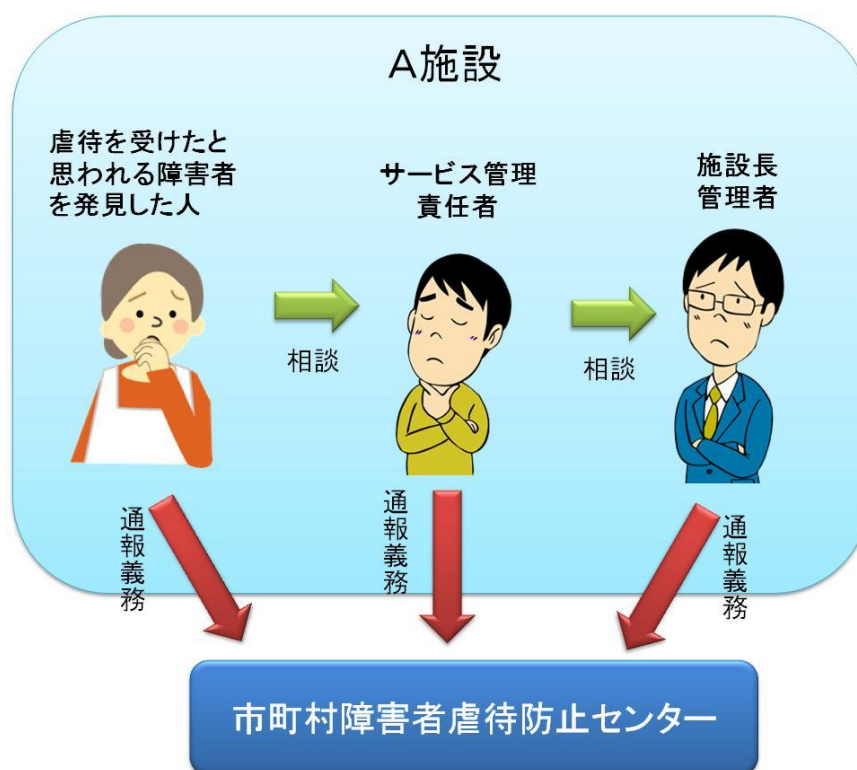
Ⅲ 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

1. 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります（第16条）。「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味しています。発見者は、障害者福祉施設等の外部の人である場合もあると思いますが、障害者福祉施設等の内部の職員である場合も少なくないと思われます。その場合も通報の義務があることは同様です。また、障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も市町村に通報する義務が生じます（図-1）。

すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、障害者福祉施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになります。こうした規定は、障害者虐待の事案を障害者福祉施設等の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

（図-1）



しかし、最初に示した報道事例のように、通報義務が適切に果たされない場合があります。設置者、管理者が自ら虐待行為を行っていた事例や、職員が施設等の内部で障害者虐待があることについて報告したにも関わらず、設置者、管理者が通報義務を果たさず、「不適切な支援」という言葉に言い換えて内部の職員指導のみで終わらせたり、事実を隠蔽しようとして通報義務を果たさなかったりした事例においては、職員や元職員による通報（内部告発）に

よって行政の事実確認調査につながったものが少なくありません。

その結果、虐待を防げなかった役職員を法人や障害者福祉施設等の運営に関与させないとする行政指導が行われ、役職員の刷新が求められる場合があります。

2. 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができることと規定されています（障害者総合支援法第110条、第111条）。

報道の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検したとされています。

また、障害福祉サービス事業所で発生した暴行事件の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとして法人職員が逮捕され、証拠隠滅罪で罰金30万円の略式命令を受けたという事案もあります。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気付いた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったのではないかと考えられます。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うことであると言えます。

3. 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

知的障害等で言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を説明することができないため、仮に虐待を受けた場合でも、そのことを第三者に説明したり、訴えたりすることができません。また、入所施設で生活した経験のある障害者の中には、「いつも、職員の顔色を見て生活していた。例えば、食事や排せつに介助が必要な場合、それを頼んだ時に職員が気持ちよくやってくれるのか、不機嫌にしかやってもらえないのか、いつも職員の感情を押し量りながら頼んでいた。」と言う人もいます。

さらに、サービスを利用している障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、障害者福祉施設等に不信を感じた場合でも、「これを言ったら、疑い深い家族と思われたいだろうか。それぐらいなら我慢しよう。」と、障害者福祉施設等の職員に対して、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることが考えられます。障害者福祉施設等の管理者や職員は、自身が行うサービスによって、利用者である障害者や家族にこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要があります。

そのため、法人の理事長、障害者福祉施設等の管理者には、障害者福祉施設等が障害者の人権を擁護する拠点であるという高い意識と、そのための風通しの良い開かれた運営姿勢、職員と共に質の高い支援に取り組む体制づくりが求められます。障害者虐待防止法第15条においても、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障害者虐待の防止のための措置を講じることと規定されており、法人や障害者福祉施設等の支援理念を明確に掲げ、虐待防止責任者、組織（虐待防止のための委員会）、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等）の整備に具体的に取り組む事が必要となります。人権意識は、リーダーである管理者のゆるぎない意識と姿勢により組織としても醸成されるものです。

また、障害者虐待の防止を考える上で、障害者福祉施設等の職員は、障害者やその家族が置かれている立場を理解する必要があります。人権意識や支援技術の向上という職員一人ひとりの努力とともに、組織として、安心、安全な質の高い支援を提供する姿勢を示さなければなりません。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（抜粋）
（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第二（略）

1. 通則（（1）～（6）略）

（7）定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について（①～⑤略）

⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の（一）から（四）までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

（一）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、若しくは第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合

（二）（略）

（三）災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

（四）（略）

2. 介護給付費（（1）～（6）略）

（7）短期入所サービス費（①～⑩略）

⑲ 緊急短期入所受入加算の取扱いについて

（一）報酬告示第7の9のイの緊急短期入所受入加算（I）については、以下のとおり取り扱うこととする。（ア～エ略）

オ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。

⑳ 定員超過特例加算の取扱いについて

報酬告示第7の10の定員超過特例加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

（一）緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能とする。

（二）～（四）略

2. 保護された障害者への対応

虐待による養護者等からの分離、保護を受けた障害者は、虐待によって心身の不調を抱えていたり、急な分離と初めての環境への不安や緊張を感じて入所してきます。自分が置かれている状況が理解できない場合、不安や緊張がさらに高まる可能性もあります。その結果、興奮してパニックを起こしたり、食事を食べられなくなったり、不眠になったりといった症状が現れる場合もあります。障害者福祉施設等の職員は、保護された障害者が置かれている状況を理解し、受容的に関わり、不安や緊張を和らげるよう対応することが求められます。

保護されて入所してくる障害者については、自宅でどのように過ごしていたか、好きな活動は何か等、支援をする上で必要とされる情報が少ない場合があると思います。勤務している職員同士で情報交換や申し送りを確実に行之、一日でも早く安定した生活を送ることができるような対応を心掛けることが必要となります。

Ⅶ 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1. 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

2. やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく次の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

（1） やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代

替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、以下のように定められているため、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合があります。

④ 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※「指定障害福祉サービスの人員、設備、運営基準」にも同様の規定あり。

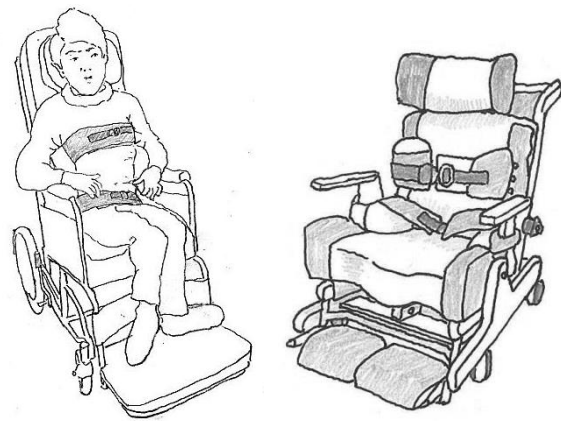
3. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

重度の肢体不自由者は、脊椎の側弯や、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても安楽に座位が取れるように椅子の形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側弯や関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でないのは当然のことですので留意が必要です。

座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐためには、個別支援計画に座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間についても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止することが必要です。



(座位保持装置等の例)

4. 身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があると思われます。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判

断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。

しかし、職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こります。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねません。

「問題行動」に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、抑え付ける職員や抑え付けられた場面に対して恐怖や不安を強く感じるようになってしまいます。このような誤った学習を繰り返した結果、利用者はさらに強い「問題行動」につながり、それを職員はさらに強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥ることになります。

職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

5. 行動障害のある利用者への適切な支援 (P67※5参照)

(1) いわゆる「問題行動」について

行動障害のある利用者が示すいわゆる「問題行動」の原因は、利用者自身の障害によるものだけでなく、支援者も含めた環境側の問題にもあるという基本的な視点をもつ必要があります。「問題行動」は「障害特性と環境要因との相互作用の結果である」と言えます。

例えば、自閉性障害の特性は、沢山の情報を整理・処理することや、相手からのメッセージを理解し、気持ちを伝えること、時間・空間を整理統合すること、変更への対応、見通しをもつこと等に困難さを抱えています。また、感覚過敏等の特異性、全体よりも細部に注目する特性、刺激に対する衝動性等があります。

例えば、ザワザワした騒がしい場面が苦手な利用者が、施設で日中活動に出掛けるために、玄関で靴に履き替える際、同時に多くの利用者が玄関に集まって来ると、ザワザワして本人にとっては大変不快な環境となります。しかし、本人はコミュニケーションの困難性から、職員に不快感を訴えることができず、どのように解決すれば良いかの方法もわかりません。その結果、イライラが高まってどうしようもなくなり、横にいる利用者に咬みついてしまい、職員は、やめさせるために本人を羽交い締めにして引き離し、さらにパニックを起こして暴れたため、居室に鍵をかけて閉じ込めました。

この事例に基づいて「問題行動」の原因を考えると、本人の「ザワザワした騒がしい場面が苦手」という感覚過敏等の特異性、不快感を伝えることができないコミュニケーションの困難性、どのように解決すれば良いのかがわからない理解力、判断力の困難性、刺激に対する衝動性等が考えられます。この事例では、職員が本人の障害特性を理解していないために、わざわざ本人が不快を感じる騒がしい場面に誘導した結果、「咬みつく」という「問題行動」を誘発したことが考えられます。さらに羽交い締めにしたことへの恐怖でパニックになり、居室に閉じ込められて放置されることでさらに恐怖を増幅させてしまった可能性があります。

また、本人は職員に対して、「自分を不快なところに連れて行き、理由もなく羽交い締めにし、それが嫌だと訴えると居室に閉じ込める怖い存在である」と認識してしまったかもしれません。また、玄関に行くとそれが急に記憶に蘇り、パニックになるという、フラッシュバックを起こさせてしまうことも懸念されます。

職員が本人の障害特性と環境要因を分析し、玄関に多くの利用者が集まってザワザワする時間帯を避けて玄関に誘導し、靴を履いて出かけたり、玄関以外の出入り口から靴を履いて出掛ける等の支援をすれば、「問題行動」を誘発することなく、他の利用者、職員、何よりも本人にとって安心して楽しい時間を過ごすことができます。

行動障害のある人の「問題行動」に対しては、「問題行動」の背景にある「障害特性」と「環境要因」の相互作用を明らかにして、「問題行動」の予防を支援することであり、「問題行動」の背景を探るためには、日常の行動観察が重要となります。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局長が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

報道関係者 各位

令和元年 12 月 20 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室
室長 本後 健 (内線 3005)
室長補佐 内野 英夫 (内線 3041)
(代表) 03 (5253) 1111
(直通) 03 (3595) 2500

平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への 対応状況等（調査結果）を公表します

厚生労働省では、平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考) 都道府県労働局の 対応	
市区町村等への 相談・通報件数	5,331 件 (4,649 件)	2,605 件 (2,374 件)	641 件 (691 件)	虐待判断 件数 541 件 (597 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,612 件 (1,557 件)	592 件 (464 件)		被虐待者数 900 人 (1,308 人)
被虐待者数	1,626 人 (1,570 人)	777 人 (666 人)		

(注1) 上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和元年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 平成30年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>
- 4 平成30年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>
- 5 平成30年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

平成30年度の京都府内における障害者虐待の状況について

令和2年1月10日
京都府健康福祉部
障害者支援課

京都府では、障害者・高齢者の虐待を防止及び権利擁護を図るため、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、市町村に対して困難な虐待事案への支援や事例検討を通じた人材育成に取り組んでいます。この度、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、平成30年度の京都府における障害者虐待の状況についてとりまとめましたので、お知らせします。今後も、市町村との連携を密にして一層取組の強化を図ってまいります。

□ 障害者虐待の状況（京都市含む）

▶施設・事業所における虐待

相談・通報件数	61件（平成29年度：61件）
虐待認定件数	18件（平成29年度：7件）
被虐待障害者数	24人（平成29年度：7人）
虐待のあった施設	居宅介護1件、障害者支援施設8件、生活介護3件 共同生活援助3件、放課後等デイサービス3件
虐待を行った施設従事者の職種	管理者2人、サービス管理責任者1人、看護職員1人 生活支援員18人、世話人1人、居宅介護従業者1人、その他2人
被虐待者の障害種別	身体障害9人、知的障害21人、精神障害（発達障害除く）1件 ※合計が24人にならないのは、重複障害者がいるため
虐待種別・類型	身体的虐待13件、心理的虐待5件、放棄・放任1件 経済的虐待1件 ※合計が18件にならないのは、1件で複数の虐待種別に該当する事案があるため
市町村・都道府県の対応・措置内容	施設に対する指導、改善計画の提出等を指導

▶家庭内における虐待

相談・通報件数	67件（平成29年度：61件）
虐待認定件数	36件（平成29年度：40件）
被虐待障害者数	36人（平成29年度：40人）
被虐待者の障害種別	身体障害12人、知的障害16人、精神障害（発達障害除く）18人 ※合計が36人にならないのは、重複障害者がいるため
虐待種別・類型	身体的虐待20件、性的虐待2件、心理的虐待20件 放棄・放任8件、経済的虐待6件 ※合計が36件にならないのは、1件で複数の虐待種別に該当する事案があるため
市町村の対応・措置	虐待者からの分離（施設入所等） 9件 被虐待障害者に対する見守り等を実施、その他 38件

情報の公表制度について

要旨

(基本的事項)

- ・平成 30 年度から、全ての障害福祉サービス・障害児通所支援事業所において、事業内容等を公表することが法令で義務づけられている。未処理の事業所においては早急に対応願う。
- ・スケジュールは別添の「令和 2 年度京都府障害福祉サービス等情報の公表計画」を参照。
- ・公表は「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて行う。ログイン方法等については別添の「情報の公表について（参考資料）」を参照。
- ・ログイン ID とパスワードはシステムから自動的に事業所の指定時に申請したメールアドレスに送付されるが、万が一 ID を忘れた場合は京都府に連絡願う。
- ・システム操作について分からないことがあれば、専用のヘルプデスク（03-3438-0250）に連絡願う。
- ・公表には京都府の承認が必要であるが、内容の漏れ等があれば差し戻しを行う場合があるため公表状況に注意すること。
- ・報告は全事業所において、年に 1 回行う必要がある。内容に変更が無い場合でも変更が無い旨を承認申請する必要があるため注意すること。

(重要事項)

- ・令和 2 年 3 月 25 日付けでワムネットに掲載のとおり、令和 2 年度から特定処遇改善加算の見える化要件として、本システムに改善等の具体的な内容を公表することが定められており、特に特定処遇改善加算を算定する事業所については公表状況に注意願う。

<令和2年度京都府「障害福祉サービス等情報の公表」計画>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「障害者総合支援法等」という。）に基づき、「障害福祉サービス等情報の公表」計画を定めましたので公表します。

第1 目的

障害者総合支援法等の規定に基づき、障害福祉サービス等（第2の4に定めるものをいう。）の情報の受理、調査及び情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、計画を定める。

第2 報告に関する計画

1 計画の基準日

令和2年4月1日

2 計画の期間

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

3 報告の対象となる障害サービス事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、次に掲げる事業者（以下「事業者」という。）とする。

- ・計画で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
- ・災害その他京都府知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。
- ・新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業所の指定を受けたときに報告の対象となる。

4 報告の対象となる障害福祉サービス等

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

- ① 指定居宅介護
- ② 指定重度訪問介護
- ③ 指定同行援護
- ④ 指定行動援護
- ⑤ 指定療養介護
- ⑥ 指定生活介護
- ⑦ 指定短期入所
- ⑧ 指定重度障害者等包括支援
- ⑨ 指定施設入所支援
- ⑩ 指定自立訓練
- ⑪ 指定就労移行支援
- ⑫ 指定就労継続支援
- ⑬ 指定就労定着支援
- ⑭ 指定自立生活援助
- ⑮ 指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

- ① 指定地域移行支援
- ② 指定地域定着支援

- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）
 - ① 指定児童発達支援
 - ② 指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）
 - ③ 指定放課後等デイサービス
 - ④ 指定居宅訪問型児童発達支援
 - ⑤ 指定保育所等訪問支援
- (5) 指定障害児相談支援
- (6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）
 - ① 指定福祉型障害児入所施設
 - ② 指定医療型障害児入所施設

5 報告の方法その他報告の実施に関する事項

(1) 報告の方法

事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ京都府知事へ報告することとする。

（公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可）。

(2) 報告の時期

事業者は、独立行政法人福祉医療機構からID、パスワードの送付があった日から次の期限までに、報告を行うこととする。

(3) 報告の期限

令和2年4月1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業者指定を受けた日から2箇月以内とする。

(4) 公表の時期

新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1箇月以内

(5) 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

- ・事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスの修正又は変更があった場合、公表システムで速やかに変更を行うこと。
（公表システムで更新が不可能な場合は修正又は変更のあったときに、京都府知事に報告を行うこととする。）
- ・上記以外の情報については、年1回の定期的な公表システムでの変更で足りることとするが、変更時に随時公表システムでの変更を行っても差し支えない。

(6) 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、京都府知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、京都府知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

* 情報の公表について（参考資料） *

【留意事項】

○ログイン ID やパスワード、登録のメールアドレスが分からない場合の問い合わせについては障害者支援課で対応可能ですが、システムそのものの操作方法についてはこちらでは分かりかねますので、ワムネットのヘルプデスク連絡先にお問い合わせください。

☆ヘルプデスク連絡先：**03-3438-0250**

【公表までの手順】

- ①各保健所から新規事業所の登録の連絡を受けて、障害者支援課でシステム上に事業者の基本情報を入力します。
- ②障害者支援課で入力完了後、障害福祉サービス等情報公表システムから自動的にメールで各事業所に必要情報を入力するように連絡があります。
- ③事業所は、メールに記載の ID とパスワードを使用して、システムにログインをします。ログイン画面は下記のとおりです。

ログイン URL：<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E00.do>

〈ログイン画面〉

ここにメールで届いた ID とパスワードを入力。たくさんの事業所をもっていたとしても、ID とパスワードは1事業者につき1つです。

お知らせ

- 一部機能の見直しについて【事業所申請状況及び検索結果】の表記の見直しについて（平成30年10月10日）
- パスワードをお忘れの場合はこちら
- 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板はこちら
(本システムのお知らせや操作説明書を掲載しています。)

各システムの入り口はこちら

- 財務諸表等電子開示システムの入口はこちら
- 退職手当共済電子届出システムの入口はこちら

- ④ログイン後、障害者支援課で入力していない情報等の必要項目を事業所が入力します。
 特定加算の見える化要件に係る場所は下記のとおりです。特定加算を受ける場合は、必ずこちらに入力をお願いします。

〈特定加算見える化要件の入力場所画面1〉

カテゴリ

法人等に関する事項 | 事業所等に関する事項 | 従業者に関する事項 | **サービス内容に関する事項** | 承認者へ申請する

事業所等の運営に関する方針

⚠ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

事業所等の運営に関する方針

障害福祉サービス等を提供している日時

⚠ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

事業所等の営業時間(平日)	~
事業所等の営業時間(土曜)	~
事業所等の営業時間(日曜)	~
事業所等の営業時間(祝日)	~
定休日	
留意事項	

TOPに戻る

〈特定加算見える化要件の入力場所画面2〉

サービスの内容等

⚠ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

主たる対象とする障害の種類

障害福祉サービス等の加算状況

福祉・介護職員特定処遇改善加算の職場環境等要件に係る主な取組

福祉・介護職員特定処遇改善加算の取得の有無(予定を含む。)

なし あり

1. 資力の向上

働きながら、介護福祉士等の資格取得、より専門性の高い支援技術の取得に係る研修の受講支援

なし あり

研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

なし あり

小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション、研修のための制度構築

なし あり

キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。)

なし あり

その他

なし あり

具体的な取り組み内容(250文字)

2. 職場環境・処遇の改善

TOPに戻る

〈特定加算見える化要件の入力場所画面3〉

2. 職場環境・処遇の改善

新人の福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 なし あり

雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度等に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 なし あり

ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業者内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）） なし あり

福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット・リフト等の介護機器等の導入 なし あり

子育てとの両立を目指す者ための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 なし あり

ミーティング等により個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 なし あり

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 なし あり

健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 なし あり

その他 なし あり

具体的な取り組み内容（250文字）

TOPに戻る

〈特定加算見える化要件の入力場所画面4〉

具体的な取り組み内容（250文字）

3. 職場環境等要件（その他）

障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 なし あり

中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） なし あり

障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮 なし あり

地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 なし あり

非正規職員から正規職員への転換 なし あり

職員増員による業務負担軽減 なし あり

その他 なし あり

具体的な取り組み内容（250文字）

喫煙吸引等支援体制加算 なし あり

緊急時対応加算 なし あり

特定事業所加算Ⅰ なし あり

TOPに戻る

変更届等の取扱いについて

要旨

（届出全体に共通する事項）

☆変更に係る様式は京都府のホームページ（下記 URL）よりダウンロード可能。

http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/syougai_fukusisa-bisutouhousyuukaiteitodoke.html

☆提出は管轄の保健所に行くこと。（別添「提出窓口」参照）

①指定に係る変更届について

（基本的事項）

- ・事業開始後、当初の申請内容に変更が生じた場合は、変更届出が必要。
- ・届出が必要な変更内容は①～⑳及び●の 21 項目。
- ・事業所の電話番号やメールアドレスが変更になった場合、変更届出は不要だが台帳情報を修正する必要があるため、管轄の保健所に連絡すること。
- ・原則、変更日から 10 日以内に提出すること。10 日を超えて提出する場合は、遅延理由書兼誓約書の提出が必要となる。

（重要事項）

- ・指定基準の確認を要する変更事項（利用定員、面積要件を伴う実施場所の変更等）については、事前に協議を受け現地調査等を行った上で要件を確認できるまでは届出の受理は行わないため注意すること。
- ・軽微な変更については年 1 回の届け出で足りるが、介護給付費等算定の変更を伴う従業員の変更の場合には、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要。

②指定に係る変更申請について

（基本的事項）

- ・「生活介護、就労継続支援 A 型・B 型及び施設入所支援にかかる定員の増を行う場合」「障害者支援施設における障害福祉サービスの種類（生活介護、就労継続支援 A 型・B 型（旧法施設から移行した場合のみ）を追加する場合及び定員の増を行う場合）」には変更届ではなく変更申請を行うこと。

③廃止・休止・再開に係る届出について

（基本的事項）

- ・事業所を廃止・休止する場合は、廃止・休止する日の 1 か月前までに届け出ること。
- ・休止していた事業所を再開する場合は、新規指定に準じて扱うことになるため、事前に協議が必要。

(重要事項)

- ・ 廃止・休止する場合は、サービスを受けている利用者に対する措置について記載すること。
- ・ 人員体制が維持できない等、要件を満たせない状況が継続している場合は、廃止・休止を検討いただく。
- ・ 休止状態が理由無く 1 年間以上継続している場合、廃止を検討いただく。

④介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

(基本的事項)

- ・ 各種加算には、知事に届出がなければ算定できない「届出加算」と、加算要件を満たしていれば届出不要で算定できる「実施加算」に分かれる。届出加算については「届出加算一覧」を参照。
- ・ 加算の要件を満たさなくなった場合は、その都度速やかに届出を行うこと。

(重要事項)

- ・ 届出加算の提出について、届出の受理が各月の 15 日以前の場合は翌月から、16 日以降の場合は翌々月からの算定となる。受付後、一定の審査を行ってから受理をするため指示した書類の提出が遅れた場合は 15 日以前の提出であっても翌々月からの算定となる旨承知願う。
- ・ 実施指導等で自主返還を指摘された場合は指導の対象となりそれまでに受領した介護給付費を再計算し、返還する必要がある。不適切な状況が改善されるまでは新たな加算の届出や新規事業の申請は受け付けない。
- ・ 就労継続支援 A・B 型の「重度者支援体制加算」については次年度も引き続き加算を算定する場合であっても毎年 4 月 5 日までに届出が必要。

⑤報酬算定に伴う届出について（入所施設、通所系サービスのみ）

(重要事項)

- ・ 一人の利用者が一ヶ月に日中活動サービスを利用できる日数は、各月の日数から 8 日を控除した日数が原則とされている。（資料の「利用日数の通知」参照。）
- ・ 繁忙期等に原則の日数を超える必要が生じた場合は、知事に届け出る必要がある。その場合、3 か月以上 1 年以内の期間において、原則の日数の総和の範囲内で調整が可能。（システム上、3 か月と 1 日以上で期間を設定すること。）

⑥福祉・介護職員処遇改善加算

(基本的事項)

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算を算定する事業所は、どのような賃金改善を実施したのかの実績を、年度毎に報告する必要がある。

- ・ 受理通知は原則発行しないため、受理確認が必要な場合は切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(重要事項)

- ・ 年度途中で休止・廃止した事業所においても実績報告書の提出が必要。
- ・ 加算した額は全額従業者への賃金に充当する必要がある。差額のみ返還処理は不可のため、満額支給か全額返還となることに注意。

⑦更新

(基本的事項)

- ・ 障害者総合支援法第 41 条に基づき、6 年毎に指定更新の手続きが必要。指定更新を行わない場合、指定事業者としての効力を失うこととなるため、有効期間に注意。

変更届等の取扱いについて

※各届出書については、指定申請と同じ窓口提出してください。
(別掲一覧表「事業者指定等の受付窓口」参照)

1 指定に係る変更届について

(1) 必要書類

- ・変更届出書(様式第2号)
- ・変更内容がわかる添付書類(「(別紙)変更届に必要な書類」参照)

(2) 届出期日

- ・原則、変更日から10日以内に提出してください。(法第46条)
- ・変更事項が生じてから10日を超えて提出する場合は、遅延理由書兼誓約書(別紙参考様式)を提出してください。

(3) 特例的な取扱い

① 指定基準の確認を要する変更

指定基準の適合性について判断を要する変更事項(利用定員、面積要件を伴う事業の実施場所の変更等)については、事前に協議を受け現地調査等を行う必要があります。この場合、現地調査等により要件が確認できるまでは、届出の受付が行えませんので日程的余裕をもって、事前協議を行ってください。

② 軽微な変更

人員基準に抵触しない従業員の交代については、毎年4月1日の状況を4月10日までに届け出ることをもって差し支えないものとします。この場合、前年度に従業員の交代が複数回あったとしても、前年度途中の交代については省略できるものとします。

ただし、介護給付費等算定の変更を伴う従業員の変更の場合には、その変更が生じた時に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。

2 指定に係る変更申請について(根拠:障害者総合支援法第37条第1項及び第39条第1項)

下記のいずれかに該当する場合、「変更届」の様式を用いて届出を行うのではなく、「指定(変更・更新)申請書(様式第1号)」を用いて申請を行ってください。

① 生活介護、就労継続支援A・B型および施設入所支援にかかる定員の増を行う場合

② 障害者支援施設における障害福祉サービスの種類(生活介護、就労継続支援A・B型(旧法施設から移行した場合のみ))を追加する場合及び定員の増を行う場合

また、申請の際は、「指定(変更・更新)申請書(様式第1号)」の他、次の書類を添付の上、申請を行ってください。

①の場合

- ・付表、・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表、
- ・建物の構造概要及び平面図、・運営規程、
- ・介護給付費等算定に係る体制届出書(*変更が生じる場合のみ)

②の場合

- ①の添付書類+〔・組織体制図、・設備・備品等一覧表、
- ・指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由(*該当する場合のみ)、
- ・事業計画書及び収支予算書(当該申請にかかるサービス分のみ)〕

3 廃止・休止・再開に係る届出書について

(1) 必要書類

- ・廃止・休止・再開届出書（様式第3号）
（※廃止または休止のとき）
- ・既にサービスを受けていた利用者に対する措置につき記入してください。
- ・休止の場合、休止予定期間も記入してください。

(2) 届出期日

- ①廃止または休止のとき
廃止・休止日の1月前までに提出してください。
- ②再開のとき
※新規の指定に準じて扱うことになるため、事前に協議が必要です。

4 介護給付費等算定に係る体制等に係る届出書について

(1) 必要書類（「加算等について体制の届出が必要なサービス一覧」参照）

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙2）
- ・各加算に係る届出書（別紙1-1～26、処遇改善（特別）加算に係る様式等）
- ・その他必要な添付書類

(2) 届出期日（算定の開始時期）

毎月15日以前に届け出た場合には翌月から、16日以降に届け出た場合は翌々月から、算定を開始する。

ただし、処遇改善（特別）加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、提出が必要。

5 報酬算定に伴う届出書について

各施設・事業所において各年度サービス提供について報酬を算定するにあたっては、下記のとおり届出が必要です。

(1) 届出の種類及び対象施設等

届出の種類	自立支援法		提出が必要な場合
	日中	入所	
①食事の提供及び居住に要する費用に係る徴収額の届出	—	○	補足給付を算定する場合 (届出様式1)
②利用日数に係る特例の適用を受ける通所施設等に係る届出	○	—	特例の適用を受ける場合 (届出様式2)

(別紙) 変更届に必要な書類

変更事項	添付書類	備考
①事業所の名称	◆運営規程	事業者が作成していれば、事業所案内やパンフ等も参考資料として添付
②事業所の所在地	◆運営規程 ◆事業所平面図（参考様式1） ◆設備・備品等一覧（参考様式2）	
③申請者の名称	◆登記事項証明書又は条例等（（登記事項に変更がある場合））	
④主たる事務所の所在地		
⑤代表者の氏名及び住所		
⑥申請者の登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る)	◆登記事項証明書又は条例等（登記事項に変更がある場合）	
⑦事業所の平面図及び設備の概要	◆事業所平面図（参考様式1） ◆備品・設備等一覧（参考様式2）	
⑧事業所の管理者の氏名及び住所	◆経歴書（参考様式3） ◆実務経験証明書（参考様式4） ◆資格証等写し ※交代、増員等により勤務態勢が変わる場合は、勤務体制一覧（別紙2）	実務経験証明書については、生活介護等必要なサービスのみ添付
⑨事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所		
⑩事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所		
⑪主たる対象者	◆特定する理由等（参考様式7）	
⑫運営規程	◆運営規程 ※従業員の員数変更の場合は、組織体制図（任意様式） 勤務体制一覧（別紙2）	居宅介護等で従業者数の変更の場合は、サービス提供責任者数に注意
⑬介護給付費等の請求に関する事項	◆体制等に関する届出書等（様式第5号、別紙1、その他届出に必要な資料）	
⑭事業所の種別（併設型・空床型の別）	◆短期入所事業所の指定に係る記載事項（付表4）	短期入所のみ
⑮併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員		→定員増により従業者数が変わる場合 ⑫の※に準じる
⑯協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	◆協力医療機関との契約の内容等がわかるもの	
⑰知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要	◆施設等との連携体制概要がわかるもの	
⑱当該申請に係る事業の開始予定年月日	◆添付書類不要	
⑲併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	◆施設の概要がわかるもの	
⑳同一敷地内にある入所施設及び病院の概要		
●指定相談支援事業所の相談支援専門員の氏名及び住所	◆経歴書（参考様式3） ◆実務経験証明書（参考様式4） ◆研修修了証写し ※交代、増員等により勤務態勢が変わる場合は、勤務体制一覧（別紙2）	相談支援のみ

※指定基準の適合性について判断を要する変更事項（利用定員、面積要件を伴う事業の実施場所の変更等）については、届出前に十分な日程的余裕をもって、事前協議を行ってください。

提出窓口一覧

※京都市内の事業所につきましては、京都市障害保健福祉推進室（TEL 075-222-4161）にご確認ください。

提出窓口	所在地
<障害児入所支援> 京都府 健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係	〒604-8570 京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町 TEL 075-414-4633 FAX 075-414-4597
<障害福祉サービス等及び障害児通所支援については、下記の窓口にご提出ください。>	
乙訓保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1154 FAX 075-932-6910
山城北保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215
山城南保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-0208 FAX 0774-72-8412
南丹保健所（南丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 TEL 0773-22-3903 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
丹後保健所（丹後広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368

<各市町村の所管保健所>

保健所	市町村
乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

障障発 0330 第 1 号
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等
について」の一部改正について

今般、「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務
処理等について」（平成 18 年 9 月 28 日付け障障発 0928001 号）の一部を別添
のとおり改正し、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、
管内市町村、関係団体、関係機関等とその周知徹底を図るとともに、その取り
扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

- 日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平成 18 年 9 月 28 日障障発第 0928001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: right;">障障発第 0928001 号 平成 18 年 9 月 28 日</p> <p>各 都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長</p> <p>日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について</p> <p>平成 18 年 4 月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の利用日数については、原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することとしているところであり、その支給決定の取扱いについては、別途お知らせしているところであるが、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理等については、下記により取り扱うこととし、平成 18 年 10 月から適用することとするので、ご了知の上、貴管内市町村及び関係機関等に周知願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">障障発第 0928001 号 平成 18 年 9 月 28 日 <u>一部改正 障障発 0330 第 1 号</u> <u>平成 24 年 3 月 30 日</u></p> <p>各 都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長</p> <p>日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について</p> <p>平成 18 年 4 月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の利用日数については、原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することとしているところであり、その支給決定の取扱いについては、別途お知らせしているところであるが、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理等については、下記により取り扱うこととし、平成 18 年 10 月から適用することとするので、ご了知の上、貴管内市町村及び関係機関等に周知願いたい。</p>

記

1 対象サービス

支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)及び旧法施設支援(通所)(以下「日中活動サービス等」という。)とする。

なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合については、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。

2 利用日数の原則と例外

(1) 原則

一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を基本とするものとする。

(2) 例外

① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。

② 平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

記

1 対象サービス

支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)(以下「日中活動サービス等」という。)とする。

なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合については、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。

2 利用日数の原則と例外

(1) 原則

一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を基本とするものとする。

(2) 例外

① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。

② 平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

③ 上記①及び②に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

3 事務処理について

(1) 上記2の(2)の例外の①の場合

① 日中活動サービス等の事業者等における事務

ア 必要性の見込み

日中活動サービス等の事業者等においては、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要となると判断した場合には、都道府県知事に届出を行うこと。

イ 届出の内容

(ア) 届出対象となるサービス

平成18年10月1日以降、「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等

(イ) 届出が必要な事項

- ・ 対象期間
- ・ 特例の適用を受ける必要性

(ウ) 届出方法

届出は年1回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡「通所施設を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」(以下、「平成18年7月25日付事務連絡」という。)に基づき、既に届出を行っている施設については再提出の必要はないこと。

③ 上記①及び②に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

3 事務処理について

(1) 上記2の(2)の例外の①の場合

① 日中活動サービス等の事業者等における事務

ア 必要性の見込み

日中活動サービス等の事業者等においては、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要となると判断した場合には、都道府県知事に届出を行うこと。

イ 届出の内容

(ア) 届出対象となるサービス

平成18年10月1日以降、「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等

(イ) 届出が必要な事項

- ・ 対象期間
- ・ 特例の適用を受ける必要性

(ウ) 届出方法

届出は年1回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡「通所施設を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」(以下、「平成18年7月25日付事務連絡」という。)に基づき、既に届出を行っている施設については再提出の必要はないこと。

また、対象期間を変更する必要がある場合には、変更届を提出すること。

なお、平成18年10月において、「原則の日数」を超える支援が必要となる日中活動サービス等の事業者等においては、11月10日までに、都道府県知事に提出した届出書の写しを市町村に提出することをもって、暫定的に10月において、「原則の日数」を超えて支援を行うことを可能とする取扱いとすること。

ウ 利用者の利用日数の調整・管理

日中活動サービス等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理すること。

エ 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求

介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。

なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。

② 都道府県における事務

都道府県においては、日中活動サービス等の事業者等から届出を受けた場合には、当該事業者等に対して届出受理書を交付すること。

③ 市町村における事務

市町村においては、日中活動サービス等の事業者等から介

また、対象期間を変更する必要がある場合には、変更届を提出すること。

なお、平成18年10月において、「原則の日数」を超える支援が必要となる日中活動サービス等の事業者等においては、11月10日までに、都道府県知事に提出した届出書の写しを市町村に提出することをもって、暫定的に10月において、「原則の日数」を超えて支援を行うことを可能とする取扱いとすること。

ウ 利用者の利用日数の調整・管理

日中活動サービス等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理すること。

エ 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求

介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。

なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。

② 都道府県における事務

都道府県においては、日中活動サービス等の事業者等から届出を受けた場合には、当該事業者等に対して届出受理書を交付すること。

③ 市町村における事務

市町村においては、日中活動サービス等の事業者等から介

護給付費等の請求があった場合には、対象期間の利用日数の合計が対象期間の「原則の日数」の総和を超えていないことを確認すること。

なお、対象期間の「原則の日数」の総和を超えて請求があった場合には、超過日数分は報酬算定の対象外となることに留意すること。

(2) 上記2の(2)の例外の②の場合

市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む。)があった場合には、平成18年3月現在の利用状況を確認した上で、適当と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として平成19年3月末日までを有効期間とする支給決定を行うこと。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されている場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要な支給量を転記することで足りること(新体系事業に移行する場合は除く)。

(3) 上記2の(2)の例外の③の場合

市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む)があった場合には、利用者の状態等に鑑み、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として支給決定を行うこと。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されてい

護給付費等の請求があった場合には、対象期間の利用日数の合計が対象期間の「原則の日数」の総和を超えていないことを確認すること。

なお、対象期間の「原則の日数」の総和を超えて請求があった場合には、超過日数分は報酬算定の対象外となることに留意すること。

(2) 上記2の(2)の例外の②の場合

市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む。)があった場合には、平成18年3月現在の利用状況を確認した上で、適当と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として平成19年3月末日までを有効期間とする支給決定を行うこと。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されている場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要な支給量を転記することで足りること(新体系事業に移行する場合は除く)。

(3) 上記2の(2)の例外の③の場合

市町村は、日中活動サービス等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む)があった場合には、利用者の状態等に鑑み、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として支給決定を行うこと。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されてい

る場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要となる支給量を転記することで足りること（新体系事業に移行する場合は除く）。

【別添資料】（略）

る場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要となる支給量を転記することで足りること（新体系事業に移行する場合は除く）。

【別添資料】（略）